

令和 3 年 1 1 月 定例会

(2 0 2 1 年)

市 議 会 議 案

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第26号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	—
報告第27号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和2年度の業務実績に関する評価結果の報告について	7	—
報告第28号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第2期中期目標期間の業務実績に関する見込み評価結果の報告について	87	—
議案第83号	吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	157	5
議案第84号	吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について	161	15
議案第85号	吹田市立障害者支援交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	163	17
議案第86号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	167	31
議案第87号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	169	37
議案第88号	吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について	175	47
議案第89号	訴えの提起について	177	49
議案第90号	訴訟上の和解について	179	53
議案第91号	吹田市立市民公益活動センターの指定管理者の指定について	181	55
議案第92号	吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者の指定について	183	61
議案第93号	吹田市文化会館の指定管理者の指定について	185	65
議案第94号	吹田市立高齢者生きがい活動センターの指定管理者の指定について	187	69
議案第95号	吹田市資源リサイクルセンターの指定管理者の指定について	189	73
議案第96号	吹田市営住宅の指定管理者の指定について	191	77
議案第97号	吹田市自然体験交流センターの指定管理者の指定について	193	85
議案第98号	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者の指定について	195	90
議案第99号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の第3期中期目標について	197	95
議案第100号	令和3年度吹田市一般会計補正予算（第10号）	205	97
議案第101号	令和3年度吹田市一般会計補正予算（第11号）	225	101
議案第102号	令和3年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	243	—

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

令和 3 年 11 月 24 日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和 3 年 11 月 10 日	229,750 円	令和 3 年 10 月 20 日午後 1 時 33 分頃、千里第 4 緑地東側付近の吹田市山田西 1 丁目 33 番地先の市道において、街路樹の枝が折れて落下し、走行中の相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものです。

報告第 2 7 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院令和 2 年度の業務実績に関する評価結果の報告について

地方独立行政法人市立吹田市民病院令和 2 年度の業務実績に関する評価結果の報告について、地方独立行政法人法第 2 8 条第 5 項の規定により報告します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

吹田市長 後 藤 圭 二

地方独立行政法人市立吹田市民病院
令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書
【全体評価・大項目評価】

令和3年9月

吹田市

目 次

	ページ数
はじめに	・・・ 1
1 評価の基本方針	・・・ 1
2 評価の方法	・・・ 2
3 評価の基準	・・・ 2
第1項 全体評価	
1 評価結果及び判断理由	・・・ 3
2 全体評価に当たって考慮した内容	・・・ 4
3 評価に当たっての意見、指摘等	・・・ 4
第2項 項目別評価	
1 「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 5
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 5
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 5
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 8
2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 12
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 12
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 12
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 13
3 「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 13
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 13
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 13
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 14
4 「第5 その他業務運営に関する重要項目を達成するためにとるべき措置」	
（1）評価結果	・・・ 15
（2）判断理由及び考慮した事項、内容	・・・ 15
（3）小項目評価の集計結果	・・・ 15
（4）評価に当たっての意見等	・・・ 15

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和2年度の業務実績の全体について、吹田市が総合的に評価を実施したものである。

評価に際しては、「地方独立行政法人市立吹田市民病院 業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人市立吹田市民病院 年度評価実施要領」に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の意見を聴いた上で、評価を行った。

なお、「新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け自治財政局長通知）」に基づき、市が新改革プランの実施状況の点検・評価を行うこととされているが、新改革プランにおける具体的な取組内容については令和2年度年度計画に包含されていることから、本評価をもって新改革プランの評価を行ったものとする。

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会 委員名簿（令和3年7月1日現在）

	氏 名	団体及び役職等
委員長	高 杉 豊	大阪府保健医療財団 理事長
	御 前 治	吹田市医師会 会長
	飯 原 弘 二	国立循環器病研究センター 病院長
	土 岐 祐 一 郎	大阪大学医学部附属病院 病院長
	村 尾 孝 之	吹田商工会議所 常議員
職務代理	足 立 泰 美	甲南大学 経済学部 教授
	清 水 和 也	日本公認会計士協会近畿会

（敬称略）

1 評価の基本方針

- （1） 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- （2） 評価は、中期計画及び年度計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- （3） 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。
- （4） 中期計画及び年度計画を達成するための業務運営改善や効率化等をめざした特色のある取組や様々な工夫については、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても、積極的に評価する。
- （5） 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価の方法

評価は、「項目別評価」（小項目評価及び大項目評価）と「全体評価」により行う。

項目別評価では、法人の小項目ごとの自己評価をもとに、法人からのヒアリング等を通じて、業務の実施状況を確認及び分析したうえで、特記事項の記載内容などを考慮し、進捗状況を総合的に勘案し5段階で評価する。

全体評価では、法人の項目別評価の結果も踏まえつつ、また、法人が各項目で実施した取組状況も考慮しながら、中期計画の進捗状況等について、記述式で総合的に評価する。

3 評価の基準

（1）小項目評価

- 5……年度計画を大幅に上回って実施している。
- 4……年度計画を上回って実施している。
- 3……年度計画を順調に実施している。
- 2……年度計画を十分に実施できていない。
- 1……年度計画を大幅に下回っている。

（2）大項目評価

- S……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。（全ての小項目が 3～5 かつ市長が特に認める場合）
- A……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。（全ての小項目が 3～5）
- B……年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。（3～5 の小項目の割合が概ね9割以上）
- C……年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。（3～5 の小項目の割合が概ね9割未満）
- D……年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。（市長が特に認める場合）

（3）ウエイト項目

小項目の年度計画に占める軽重をより適切に反映するため、評価に当たり、各小項目にウエイトを設定する。小項目評価の集計結果の表中においてウエイト付けした項目は「◎」で表記し、項目数を2とし、その他の項目は「○」で表記し、項目数を1として個数及び割合を計算する。

第1項 全体評価

1 評価結果及び判断理由

地方独立行政法人市立吹田市民病院における令和2年度の全体評価の結果は、

全体として、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいるである。

令和2年度事業報告書の内容を確認し、調査・分析を行った結果、令和2年度の業務実績に関する評価は以下の大項目評価一覧のとおり。

大項目評価について、第2項目は評価Bであったが、第3～第5の項目は、評価Aと判断した。

これらのことから、全体評価としては、「全体として、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。」と判断したものである。

大項目評価一覧

大項目	大項目評価	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<u>B</u>	<u>年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。</u>
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<u>A</u>	<u>年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。</u>
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	<u>A</u>	<u>年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。</u>
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	<u>A</u>	<u>年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。</u>

※なお、年度計画における大項目の第1は、「年度計画の期間」に関する項目であり、評価対象にはなっていないため、上記の大項目評価一覧には記載していません。

2 全体評価に当たって考慮した内容

全体評価に当たっては、項目別評価の結果に加え、以下の点を特に考慮して判断した。
令和2年度は診療体制の充実、経営状況の改善、病診連携の推進、急性期病院の維持及び職員の意識改革を重点課題としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅な患者数減少が見込まれる状況にあったことから、収益の確保につながる取組を最優先とした。

まず、救急医療では、新型コロナウイルス感染症の影響で受入件数を大幅に増やすことが困難であったことから、時間外救急車搬送受入率が前年度より低下している。救急車搬送受入件数についても目標値を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症への対応と並行して可能な限り対応した。

病診連携の推進では、コロナ禍でも開業医を可能な限り訪問し連携を密にし、紹介件数、紹介率の向上に努め、目標を達成した。登録医数も増加している。逆紹介については、長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努め、紹介率65%、逆紹介率40%以上を達成し、地域医療支援病院として承認された。

経営基盤の確立について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、新たな施設基準の獲得や平均在院日数の短縮等で経営改善に努めたことや新型コロナウイルス感染症に係る補助金などにより経常収支比率の目標を達成することができた。収益の確保として、令和2年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応し、新たな施設基準取得や平均在院日数の短縮などを行ったことにより、入院診療単価は対前年度6,656円(11.5)%増となり、年度目標を達成した。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う病棟を設けたことで病床数が制限され対前年度で1,067人減少し、目標達成には至らなかった。外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で1,425円(8.2%)増加し目標を達成した。

3 評価に当たっての意見、指摘等

① 救急医療

- ・新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、救急医療に関しては、公立病院の役割において主眼となるものであることから、診療所や消防との連携、院内の応需体制の見直しなどにより、受入率の向上と受入件数の更なる増加を目指すこと。

② 経営状況

- ・安定した経営基盤の確立に向けて、引き続き収益の確保に努めるとともに、費用の節減を図ること。

第2項 項目別評価

1 「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

B：年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果について、評価4「年度計画を上回って実施している」が2項目、評価3「年度計画を順調に実施している」は36項目、評価2「年度計画を十分に実施できていない」は2項目であった。評価3以上の小項目の割合が9割を超えているため、評価B「年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについて、令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	(1) 大阪府地域医療構想の概要	P5-7	—	—	—	—	—
	(2) 当院が果たすべき役割		—	—	—	—	—
2 市立病院として担うべき医療	(1) 総論	P7-8			◎		
	(2) 救急医療 ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	P9-11				◎	
	イ 初期救急医療における機能分担				○		
	(3) 小児医療、周産期医療 ア 小児医療	P11-13			○		
	イ 周産期医療				○		
	(4) 災害医療 ア 市の災害医療センターとしての役割	P13-15			○		
	イ 市及び地域の医療機関との連携体制			○			
	(5) がん医療 ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備	P15-18			○		
	イ がん予防の取組				○		

	該当ページ	小項目評価				
		評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
	該当ページについては、令和元年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。					
	(6) リハビリテーション医療 ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援			○		
	イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応			○		
	小 計		1	1 0	2	
3 安心安全で 患者満足度 の高い医療 の提供	(1) 安心安全な医療の提供 ア 医療の安全管理体制の確保			○		
	イ 医療安全対策の徹底			○		
	(2) チーム医療の充実 ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供			○		
	イ チーム医療の質の向上			○		
	(3) コンプライアンスの徹底 ア 内部統制体制の整備			○		
	イ 職員の意識向上			○		
	(4) 患者サービスの向上 ア 患者の視点に立ったサービスの提供			○		
	イ 患者に寄り添ったサービスの提供			○		
	ウ 院内ボランティア活動への支援			○		
	小 計			9		
4 本市の地域 包括ケアシ ステムの構 築に貢献す る地域完結 型医療の体 制づくり	(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携 ア 紹介・逆紹介の徹底			◎		
	イ かかりつけ医定着に関する啓発			○		
	(2) 在宅医療の充実に向けた支援 ア 退院支援			○		
	イ 在宅療養者の急変時の受入れ			○		
	ウ 地域医療ネットワークの連携強化			○		
	小 計			6		

	該当ページ	小項目評価				
		評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
5 健都における 総合病院とし ての役割	該当ページについては、令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。					
	(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携 ア 診療における連携		○			
	イ その他の連携			○		
	ウ 連携体制の周知			○		
	(2) 他の健都内事業者等との連携			○		
	(3) 予防医療に関する取組 ア 各種検（健）診の実施			○		
	イ 人間ドックの実施			○		
	ウ 予防接種の実施			○		
	エ 疾病予防に関する講演会等の開催			○		
	小 計		1	7		
6 地域医療へ の貢献	(1) 地域医療従事者への支援 ア 地域の診療所等への支援			○		
	イ 地域の医療水準の向上			○		
	(2) 福祉保健施策への協力・連携 ア 障がい者（児）歯科診療の実施			○		
	イ 小児科診療における協力・連携			○		
	小 計			4		
項目数合計			2	3 6	2	
評価5～3の構成比率		95.0%				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 2- (1) 総論

大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、他の地域の医療機関との機能分担・連携を行い、適切に実施するよう努めた。病院としては、がん疾患における集学的治療の推進の他、呼吸器疾患、リハビリテーション等で質の高い治療を行い、在宅医療についても地域のかかりつけ医等と連携して円滑な受入れを行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、早期から帰国者・接触者外来を設置し、専用病棟を設け、入院患者の受入れを行うなど、市立病院として役割を果たした。目標であった地域医療支援病院の取得については、本年度の申請に向けて紹介率・逆紹介率の向上に努め、承認要件を満たし、承認された。

上記のことなどから、法人自己評価のとおり、評価「3」が妥当であると判断した。

・ 2- (2) 救急医療

コロナ禍において、平時以上に人手や診療時間を要し、病床も不足する中、可能な限り救急への対応に当たったが、結果的に目標値には大きく届かなかった。救急医療の提供は公立病院の果たす役割の中でも最も重要な要素の一つであるため、時間外救急車搬送受入率の上昇と、救急車搬送受入件数の更なる増加に向けた取組を継続する必要がある。

評価としては、目標値を全て下回ったことから、法人自己評価のとおり、評価「2」が妥当であると判断した。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
時間外救急車搬送受入率 【中期計画目標】90.0%	年度計画目標	84.1%	88.3%	89.2%
	実績	83.4%	77.5%	68.8%
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】4,320件	年度計画目標	4,010件	4,230件	4,270件
	実績	3,620件	3,854件	2,917件
うち時間内 【中期計画目標】1,440件	年度計画目標	1,320件	1,400件	1,420件
	実績	1,216件	1,376件	1,138件
うち時間外 【中期計画目標】2,880件	年度計画目標	2,690件	2,830件	2,850件
	実績	2,404件	2,478件	1,779件
救急専用病床稼働率 【中期計画目標】90.0%	年度計画目標	—	88.0%	89.0%
	実績	—	43.0%	29.0%

※令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P9-10

・ 2 - (4) 災害医療

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

オンラインでの研修に参加して災害時の連携体制を確認していた。また、通常医療の提供を維持しつつ、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症への対応に努め、公立病院としての役割を果たしたと判断し、法人自己評価のとおり評価「4」が妥当であると判断した。

・ 2 - (5) がん医療

医師、看護師、作業療法士等がチームを組み、他科と連携しながら集学的治療の推進を図った。その他、化学療法・がん手術においては昨年度を上回る件数で、放射線治療についても質の高い治療が提供できるよう体制強化を図り、各治療法で目標値に到達した。一方で、がん診療地域連携パスについては、胃 ESD パスを新規に運用するなど、積極的な運用に努めたものの、目標達成には至らなかった。

また、ホームページや広報誌等で緩和ケアの充実とともに、医師・看護師が継続してがん相談の案内を実施して相談件数の増加につなげた。しかしながら、予防医療の要となるがん検診については、新型コロナウイルスの影響で開催が難しく件数が大幅に減少した。

よって、法人自己評価のとおり、各項目において評価「3」が妥当であると判断した。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん入院患者件数 【中期計画目標】2,120 件	年度計画目標	1,860 件	2,040 件	2,080 件
	実績	2,041 件	2,236 件	2,487 件
外来化学療法件数 【中期計画目標】2,650 件	年度計画目標	2,400 件	2,550 件	2,600 件
	実績	2,635 件	3,135 件	3,322 件
放射線治療件数 【中期計画目標】3,800 件	年度計画目標	—	3,270 件	3,540 件
	実績	531 件	5,578 件	4,978 件
がん手術件数 【中期計画目標】700 件	年度計画目標	620 件	680 件	690 件
	実績	635 件	851 件	813 件
がん診療地域連携パス実施件数 【中期計画目標】40 件	年度計画目標	20 件	25 件	30 件
	実績	3 件	25 件	18 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん患者リハビリテーション単位数 (※)	実績	3,679	1,066	2,294

がん相談件数	実績	155 件	584 件	772 件
緩和ケアチーム介入件数	実績	158 件	175 件	147 件
がん検診受診者数	実績	2,942 人	3,273 人	1,403 人

(※) 単位数とは、20 分を 1 単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

・ 3-（3）コンプライアンスの徹底

令和元年度に確認したリスクを受けて、各職員が業務の見直しを行った。また、市選任の会計監査人による監査業務での指摘についても適切に対応を行い、内部体制をより強化している。また、「個人情報・プライバシー」の研修を実施し、以前に発生した個人情報流出事案を防ぐべく、個人情報保護への意識向上に努めていた。この点を評価して評価「3」と判断した。

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

・ 4-（1）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

コロナ禍においても開業医を訪問して連携を密にとり、紹介件数・紹介率の向上に努め、目標達成とともに登録医数を増加させた。また掲示や医師への働きかけなど積極的な逆紹介に努め、逆紹介件数は目標を達成し、地域医療支援病院の承認要件を達成できた。

かかりつけ医の定着に関する啓発も実施しており、かかりつけ医との連携は重要なポイントであることから、コロナ禍においても、概ね目標を達成したことは評価できるため、評価「3」と判断した。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
紹介件数 【中期計画目標】 17,000 件	年度計画目標	14,900 件	16,000 件	16,500 件
	実績	16,849 件	19,827 件	17,286 件
逆紹介件数 【中期計画目標】 11,500 件	年度計画目標	9,800 件	10,700 件	11,100 件
	実績	11,427 件	13,863 件	12,287 件
紹介率 【中期計画目標】 64.0%	年度計画目標	55.0%	58.0%	61.0%
	実績	61.0%	70.1%	70.7%
逆紹介率 【中期計画目標】 84.0%	年度計画目標	75.0%	78.0%	81.0%
	実績	61.2%	57.7%	65.0%
地域連携パス実施件数 【中期計画目標】 100 件	年度計画目標	50 件	60 件	80 件
	実績	18 件	120 件	126 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録医数	実績	251 件	284 件	338 件

※令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 29-30

5 健都における総合病院としての役割

・ 5-（1）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

診療科ごとに役割分担を整理し、双方が対応可能な患者の受入れや医療機器の相互利用することで紹介件数を伸ばした。電子カルテの共有や治療方針の協議などを行っている旨の報告があり、実際に年々、紹介件数、逆紹介件数ともに増加しており、より連携を深めていると判断したため、評価「4」と判断した。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	243 件	571 件	760 件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	148 件	385 件	534 件

※令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 36

2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果が、全て評価3「年度計画を順調に実施している」であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページ		小項目評価				
		評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
該当ページについては、令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。						
1 P D C A サ イクルによ る目標管理 の徹底	ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組			○		
	イ 目標管理の徹底			○		
	ウ 経営改善に向けた取組			◎		
	小 計			4		
2 働きやすい 職場環境の 整備	(1) 医療職の人材確保・養成 ア 働きやすい職場環境づくり			○		
	イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実			◎		
	(2) 人事給与制度 ア 職員給与の設定・運用			○		
	イ 人事評価制度の運用			◎		
	小 計			6		
項目数合計				10		
評価5～3の構成比率(%)		100%				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 2- (2) 人事給与制度

今年度からの人事評価制度の導入に向け、準備を進めていたが、運用に至っていない。新型コロナウイルス感染症への対応のため、運用は困難だったと判断するが、改めて実施に向け、取組を進めてもらいたい。

3 「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果が、全て評価3「年度計画を順調に実施している」であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについては、令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1	経営基盤の確立	P48-49			◎		
2 収益の確保と 費用の節減	(1) 収益の確保 ア 収益の確保	P49-52		◎			
	イ 未収金の発生予防・早期回収				○		
	(2) 費用の節減 ア 人件費・経費の適正化	P52-54			◎		
	イ 材料費の適正化				○		
項目数合計					8		
評価5～3の構成比率(%)			100%				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 1 経営基盤の確立

新型コロナウイルス感染症の影響で医業収支比率が目標値に達しなかったが、経常収支比率は目標を上回るものとなった。経営改善に取り組んだことが経常収支比率の目標達成に大きく寄与したと判断できるが、今回は新型コロナウイルス感染症関連の補助金の収益も一部あることから、引き続き収益の確保に努めてもらいたい。

また、安定した経営基盤の確立は、政策医療をはじめとした公立病院の役割を継続して果たすために不可欠なものであるため、医業収支比率でも目標値を上回るよう取り組んでももらいたい。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収支比率 【中期計画目標】 98.3%	年度計画目標	83.1%	92.0%	96.5%
	実績	80.5%	92.5%	102.5%
医業収支比率 【中期計画目標】 90.6%	年度計画目標	87.8%	88.7%	92.0%
	実績	83.7%	89.3%	88.1%

※令和 2 年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 48-49

・ 2- (1) 収益の確保

令和 2 年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応し、新たな施設基準取得や平均在院日数の短縮などを適切に行ったことにより、入院診療単価が上昇し、年度目標を達成することができた。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
病床利用率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画目標	81.9%	90.0%	90.0%
	実績	77.5%	88.3%	78.3%
入院患者数（1 日当たり） 【中期計画目標】 387.7 人	年度計画目標	353.0 人	387.7 人	387.7 人
	実績	334.0 人	380.5 人	337.5 人
外来患者数（1 日当たり） 【中期計画目標】 1000.0 人	年度計画目標	959.0 人	1000.0 人	1000.0 人
	実績	900.9 人	902.7 人	833.9 人
入院診療単価 【中期計画目標】 54,170 円	年度計画目標	53,383 円	53,792 円	59,992 円
	実績	54,718 円	57,733 円	64,389 円
外来診療単価 【中期計画目標】 16,061 円	年度計画目標	14,386 円	14,988 円	15,982 円
	実績	15,174 円	17,448 円	18,873 円
新入院患者数 【中期計画目標】 9,435 人	年度計画目標	8,454 人	9,435 人	9,435 人
	実績	9,099 人	10,460 人	9,393 人

※令和 2 年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 50-51

4 「第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果が、全て評価3「年度計画を順調に実施している」であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについて、令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1 情報の提供	ア 特色ある診療内容の周知	P54-57			◎		
	イ 市民や患者に対する啓発・情報発信				◎		
	ウ 市民公開講座等の積極的な開催				○		
	エ 法人の経営状況の公表				○		
2 環境に 配慮した 病院運営	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制	P57-58			○		
	イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発				○		
項目数合計					8		
評価5～3の構成比率（％）			100％				

(4) 評価に当たっての意見等

・ 1 情報の提供

病院広報誌に加え、新聞や週刊誌、市広報誌でも情報発信を行った。令和2年度には新たに「脳神経内科」、「消化器内科」、「看護局」についての動画をホームページに掲載し、市民病院の特色ある診療内容を周知した。情報を広く伝えるために様々な媒体で情報発信をした点については評価できる。引き続き、市民や患者に対する積極的な情報発信に努めてもらいたい。

【関連指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
病院だより発行回数	実績	4回	4回	4回
広報誌「ともに」発行回数	実績	2回	2回	1回
市民公開講座開催回数（再掲）	実績	2回	1回	0回
ホームページへのアクセス数	実績	1,694,230件	1,680,798件	1,488,283件

※令和2年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P55

地方独立行政法人市立吹田市民病院
令和２年度の業務実績に関する小項目評価結果報告書

令和３年９月

吹田市

目次

1	地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要	1
2	全体的な状況	2
3	小項目評価結果	5
第1	年度計画の期間.....	5
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
1	大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割.....	5
2	市立病院として担うべき医療.....	7
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供.....	21
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり ..	28
5	健都における総合病院としての役割.....	34
6	地域医療への貢献	40
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項.....	43
1	P D C Aサイクルによる目標管理の徹底.....	43
2	働きやすい職場環境の整備.....	45
第4	財務内容の改善に関する事項.....	48
1	経営基盤の確立	48
2	収益の確保と費用の節減.....	49
第5	その他業務運営に関する重要事項.....	54
1	情報の提供	54
2	環境に配慮した病院運営.....	57
第6	予算、収支計画及び資金計画.....	58
第7	短期借入金の限度額.....	58
第8	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の 処分に 関する計画.....	58
第9	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	59
第10	剰余金の使途	59
第11	吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項.....	59

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要

(1) 現況

①法人名 地方独立行政法人市立吹田市民病院

②所在地 吹田市岸部新町 5 番 7 号

③設立年月日 平成 2 6 年（2014 年） 4 月 1 日

④役員の状況

役職	氏名	備考
理事長	矢野 雅彦	—
副理事長	内藤 雅文	病院長
理事	戎井 力	副院長
理事	木田 利明	事務局長
理事	四宮 眞男	吹田市医師会監事
理事	鈴木 省三	副院長
理事	中筋 知美	副院長
理事	前田 哲生	副院長
監事	足立 光三	公認会計士
監事	児玉 憲夫	弁護士

⑤設置・運営する病院 市立吹田市民病院

⑥職員数（正規職員）

職種	人数	備考
医師	101 名	—
看護師	361 名	—
医療技術員	119 名	—
事務職	49 名	うち派遣職員 16 名

(2) 基本的な目標等

吹田市内には当院のほか、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも当院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院としての機能を発揮することがこれからも期待される。

今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要がある。

市民の生命と健康を守るという目的を達成するため、当院は地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制の構築に取り組むこと、そしてサービスの向上と効率的な運営を行うことに取り組むものとする。

2 全体的な状況

(1) 総括

第2期中期計画期間の3年度目となる令和2年度は、診療体制の充実、経営状況の改善、病診連携の推進、急性期病院の維持及び職員の意識改革を重点課題とした。その中でも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅な患者数減少が見込まれる状況にあったことから収益の確保につながる取組を最優先とした。

診療体制の充実について、安全面やサービス面等の向上と収益の確保を目的として新たな施設基準の取得に取り組んだ。病診連携の推進では、地域医療支援病院の資格取得のために、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れを行えるよう、疾患ごとに受入判断を行う医師を設定するとともに、担当医がマンパワー不足で対応できない場合でも救急外来で対応できるように運用変更したことで、可能な限り紹介患者の受入れを行った。また、逆紹介においては、特に長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努め、紹介率65%、逆紹介率40%以上を達成し、地域医療支援病院として承認された。

急性期病院の維持について、急性期一般入院基本料（入院料1）の施設基準を維持しつつ、急性期病院としての医療の提供を充実させたことで新たに総合入院体制加算2の施設基準を取得した。

職員の意識改革については、理事長自らが幹部職員に対して経営セミナーを実施し、経営意識の醸成に努めた。また、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。

公立病院としての責務を果たすため新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行えるように専用病棟を設けたことにより病床数が制限されたことで患者数は減少となったが、新型コロナウイルス感染症に係る補助金等と収益確保のための取組による診療単価の上昇が主な要因となり経常収支比率の目標を達成することができた。

令和3年度以降も、患者確保はもとより、診療単価の一層の上昇を図り、人件費、材料費、経費等の費用と均衡のとれた収益を確保し、経営状況を改善することで、引き続き公立病院としての役割や地域医療構想を踏まえた役割を果たすことができるよう、今後も必要な取組を行うものである。

なお、年度評価実施要領第3条第1号に基づき、小項目ごとに5段階の自己評価を行ったことから、その内容を以下のとおり示す。

(2) 大項目ごとの特記事項
第1 年度計画の期間 特になし
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組 ・市立病院として担うべき医療については、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院として必要な医療を提供した。救急医療については、新型コロナウイルス感染症が広がる状況の中、適切なゾーニングや感染管理体制の整備を行ったことにより新型コロナウイルス感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して24時間365日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。しかし、新型コロナウイルス感染症疑いがある患者にはPCR検査の実施、検査に伴う防護服の装脱着等、1人の患者に対して医師や看護師が多く時間を要することや個室対応症例の増加などにより病床不足が発生し、患者受入れを断らざるを得ない状況に加え、時間外救急車搬送受入率向上に向け、断り事例の分析等を行い、改善策を講じたものの実績に結びつかなかったことで受入率、受入件数ともに目標値には至らなかった。がん医療については、放射線治療における機器の精度管理を専従とする診療放射線技師の配置により、質の高い放射線治療を効率的に患者へ提供できるよう体制強化を図った。リハビリテーション医療においては、365日のリハビリテーションを開始したことにより、5月に回復期リハビリテーション病棟入院料1を取得した。また、セラピスト5名を増員するとともに9月より新たな専任医師を配置したことでリハビリテーション実施体制の強化を図った。 ・安心安全で患者満足度の高い医療の提供については、インシデント、アクシデントの事案報告等、発生要因、再発防止策を検討する医療安全管理委員会を毎月開催し、再発防止策を検討し、部長会を通じて職員へ周知を行い、アクシデント件数の減少に努めた。 ・本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくりについては、放射線検査の紹介患者がスムーズに受診できるよう、受付時の紹介状取り込み作業を検査後にすることで待ち時間の短縮を図り、紹介件数の向上に努めた。また、逆紹介については、引き続き医師に徹底してもらうために会議の場など様々な機会において働きかけ、特に長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努めた。 ・健都における総合病院としての役割については、診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血等の当院で対応可能な患者の受入れを行ったほか、救急対応協力のみならず、同センターへの医師派遣を行った。また、同センターのPET-CTや当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進め、相互の紹介件数の増加につながった。予防医療に関する取組として、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、令和2年4月13日以降は特定健診を中止せざるを得なくなったこともあり、検診事業は大幅な件数減となった。そうした中であっても、マンモグラフィーなどの高度検査機器を用いた検診、また二次検診としての精密検査を地域の医療機関との役割分担の下、積極的に実施し疾病の早期発見に貢献した。人間ドックについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け必要なスペースの確保が困難となりおよそ8ヶ月間中止したが、速やかな環境整備に努めた結果、12月に再開することができた。 ・地域医療への貢献としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、CT等の高度検査機器の共同利用件数が減少し、地域の医療従事者へ向けた研修会は計画どおり開催できなかったが、コロナ禍でも研修会が開催できるようにWEB環境の整備を図り可能な限り地域の診療所等を支援した。障がい者（児）歯科診療及びわかたけ園への往診については、引き続き実施している。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

・PDCAサイクルによる目標管理の徹底について、中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療科別ヒアリングにて取り組むべき方策の確認をした。重点方針に掲げたもののうち、紹介率65%、逆紹介率40%以上を達成することができ、地域医療支援病院として承認された。また、急性期一般入院基本料（入院料1）の施設基準を維持するために必要な「重症度、医療・看護必要度」の数値目標等は、計画どおりに実施し、目標達成することができた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある状況においても、診療科別ヒアリングにて平均在院日数の短縮等、収益改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者として副院長を設定し、各種院内委員会等において検討し課題の解決を図った。

・働きやすい職場環境の整備について、新型コロナウイルス感染症拡大への対応の中であっても、各職員の年次休暇取得状況の見える化により取得率向上につなげるなど働きやすい環境整備に努めた。また、正規職員の夜勤専従勤務を試行実施し、ワークライフバランス委員会での評価を踏まえ、メンタルヘルスサポート体制の整備を行い、本格実施をした。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組

・経営基盤の確立について、経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修を開催し、全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。また、病院業務に精通した職員の養成のため、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、新たな施設基準の獲得や平均在院日数の短縮等で経営改善に努めたことや新型コロナウイルス感染症に係る補助金などにより経常収支比率の目標を達成することができた。

・収益の確保について、令和2年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな施設基準取得や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度6,656円（11.5）%増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され対前年度で1,067人減少し、目標達成には至らなかった。外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で1,425円（8.2%）増加し目標を達成することができた。

・費用の節減について、14品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を89.8%まで引き上げるとともに医療材料については採用品の価格交渉及び安価な商品への切替えを実施し費用の削減に努めた。また、全国自治体病院協議会の医薬品ベンチマークシステムに基づく価格交渉の結果、全国平均を大きく上回る成果をあげることができ、材料費比率の目標を達成することができた。人件費については、引き続き、収益を考慮した適切な人員配置について検討するとともに、新たな業務に対応し、採用計画の見直しを行った。また、全部署に対して令和元年度比較で残業時間1割削減するように通知し、達成できていない部署に対してヒアリングを行うことで残業時間削減の意識付けを行い、時間外労働時間数の目標を達成することができたが、給与費比率については新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医業収益の減少が主な要因となり目標達成には至らなかった。経費においても、経費削減に努めたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新たな委託業務が発生したことや医業収益が減少したことなどが影響し、目標達成には至らなかった。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための取組

- ・情報の提供について、新型コロナウイルス感染症に対する当院の取組について、パンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めた。また、新たに「脳神経内科」、「消化器内科」及び「看護局」において、動画をホームページに掲載し当院の特色ある診療内容を周知した。「脳神経内科」と「消化器内科」については検査や治療の流れの動画を作成し、2階総合受付前サイネージ（電光掲示板）やホームページで視聴できるようにした。法人の経営状況について、市民の理解を得られるよう、引き続き、財務諸表に加えてその用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去6年間の経営指標の推移などをホームページで公表している。
- ・環境に配慮した病院運営について、引き続きエネルギー消費量を抑制するために節電・節水等の啓発ポスターを院内に掲示し、職員意識の啓発を図るとともにビルエネルギー管理システム（BEMS）によって蓄積されたデータを基にエネルギーの最適化に努めたが、新型コロナウイルス感染症対策により24時間換気を実施したことなどが影響し、ガス使用量が増加する結果となった。

3 小項目評価結果

第1 年度計画の期間

特になし

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

評価対象外

中期目標	高齢化の進展などの多様な医療需要に対応し、患者の状態像に応じて必要な医療が提供できるよう、公・民の適切な役割の下、病院間の機能分担・連携を推進すること。 これにあたっては、大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会などでの協議の内容を踏まえて、将来の豊能医療圏の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。
中期計画	（1）大阪府地域医療構想の概要 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された病床機能報告制度の報告数と、今回推計された2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡していること、回復期機能は大幅に不足していることから、今後、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある旨が示されている。 また、豊能構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。

	(2) 当院が果たすべき役割 ア 基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また新病院移転後は、特に国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まるものと考えられる。 そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応していく。それに加えて、不足する病床機能への対応、また、今後高齢化の進展に伴い在宅医療へのニーズが増加することを踏まえ在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ 不足する病床機能への対応 大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、新病院において一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（45床）に転換することで、急性期から回復期までの患者の状態像に応じた手厚いリハビリテーションを行う。 また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況なども勘案しつつ、必要に応じて病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。 ウ 在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。あわせて、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
年度計画	(1) 大阪府地域医療構想の概要 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された平成30年度（2018年度）の病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡していること、回復期機能は前回の報告資料と比べ、なお不足していることから、今後、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある旨が示されている。 また、本構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。

	(2) 当院が果たすべき役割 ア 基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。 そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応していく。それに加えて、不足する病床機能への対応、また、今後高齢化の進展に伴い在宅医療へのニーズが増加することを踏まえ在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ 不足する病床機能への対応 大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、現病院への移転に伴い、一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（４５床）に転換した。回復期リハビリテーション病床の活用により、急性期患者だけではなく、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する。 また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床機能懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況なども勘案しつつ、必要に応じて病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。 ウ 在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、新設した患者支援センターの活用により、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による入退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行う。あわせて、医療・看護、介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
--	--

第２ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
２ 市立病院として担うべき医療	
(１) 総論	
中期目標	市立病院として、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。
中期計画	当院は総合病院として、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については、内視鏡センターや人工関節センターを充実するなど重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては５疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）４事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。不採算医療をはじめとした政策医療についても、

年度計画	他の医療機関との機能分担・連携の下に質の高い医療を提供し、市立病院の役割を果たす。
	加えて、地域の医療機関との連携をさらに推進していく観点から、早期に地域医療支援病院の取得を目指す。
	当院は総合病院として、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については、放射線診断科や放射線治療科、内視鏡センター、整形外科、リハビリテーション科などを活用し、重点的に取り組む。
	また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。不採算医療をはじめとした政策医療についても、他の医療機関との機能分担・連携の下に質の高い医療を提供し、市立病院の役割を果たす。
	加えて、地域の医療機関との連携をさらに推進していく観点から、早期に地域医療支援病院の取得を目指す。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
・がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、コロナ禍においても可能な範囲で内視鏡センターを活用し、がん疾患のほか呼吸器疾患についても質の高い治療を行うことができた。整形外科系疾患においては、リハビリテーション科で効果的なリハビリテーションを行った。 ・大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際には、地域のかかりつけ医と患者支援センターの病床管理担当の看護師が連携して円滑な受入れを行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、感染流行早期の時点から帰国者・接触者外来を設置するとともに年度を通して専用病棟を設け、入院患者の受入れを行うなど、市立病院として役割を果たした。 ・地域医療支援病院については、コロナ禍にあっても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を密にとり、紹介率の向上に努めた。また、逆紹介においては長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努めたことで承認要件を満たし、承認された。	

【評価結果】				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
2 市立病院として担うべき医療	
(2) 救急医療	
中期目標	ア 大阪府が認定する二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日の受入れが行えるよう、円滑な救急応需体制を確保すること。 イ 初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。また、市民への啓発等によりかかりつけ医定着の促進を図ること。
中期計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。 (イ) 救急患者を円滑に受け入れるため、新病院開院時に設置を予定している救急専用病床（8床）などを活用し、救急応需体制を確保する。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、新病院開院時において、時間内の救急搬送などへの初期対応を目的とした総合診療科の開設を目指す。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。
年度計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、引き続き24時間365日の救急医療を提供するとともに、受入れできなかった症例等を救急部運営委員会で検討し、可能な限り救急患者を断ることなく受け入れる。 (イ) 救急患者を円滑に受け入れるため、救急病床（8床）などを活用し、救急応需体制を確保する。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に、円滑な受入れを進める。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
時間外救急車搬送受入率	年度計画目標	84.1%	88.3%	89.2%
【中期計画目標※】 90.0%	実績	83.4%	77.5%	68.8%

※平成30年度から令和3年度までの第2期中期計画期間の目標値。(以下同様)

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】 4,320 件	年度計画 目標	4,010 件	4,230 件	4,270 件
	実績	3,620 件	3,854 件	2,917 件
うち時間内 【中期計画目標】 1,440 件	年度計画 目標	1,320 件	1,400 件	1,420 件
	実績	1,216 件	1,376 件	1,138 件
うち時間外 【中期計画目標】 2,880 件	年度計画 目標	2,690 件	2,830 件	2,850 件
	実績	2,404 件	2,478 件	1,779 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
救急専用病床稼働率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画 目標	—	88.0%	89.0%
	実績	—	43.0%	29.0%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保 （ア） ・新型コロナウイルス感染症が広がる状況の中、適切なゾーニングや感染管理体制の整備を行ったことにより新型コロナウイルス感染症患者やその疑い患者の診療対応と並行して 24 時間 365 日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。 ・受入れできなかった症例は担当副院長へ報告し、救急部運営委員会において原因の検討を行ない、救急患者を断らないよう努めた。しかし、新型コロナウイルス感染症疑いがある患者には PCR 検査の実施、検査に伴う防護服の装脱着等、1 人の患者に対して医師や看護師が多くの時間を要することや個室対応症例の増加などにより病床不足が発生し、患者受入れを断らざるを得ない状況に加え、時間外救急車搬送受入率向上に向け、断り事例の分析等を行い、改善策を講じたものの実績に結びつかなかったことで受入率、受入件数ともに目標値には至らなかった。 （イ） ・救急病床を活用する等、救急患者を円滑に受け入れるための救急応需体制を確保したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、救急患者の受入数が減少した。 （ウ） ・時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。	

イ 初期救急医療における機能分担・連携

・地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌、患者への啓発用チラシの配布等、初期救急医療において地域の医療機関との機能分担を図った。

【評価結果】

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	2	2	
最終評価	2	2	2	
評価の判断理由				
・コロナ禍において、平時以上に人手や診療時間を要し、病床も不足する中、可能な限り救急への対応に当たったが、結果的に目標値には大きく届かなかった。救急医療の提供は公立病院の果たす役割の中でも最も重要な要素の一つであることから、時間外救急車搬送受入率の上昇と、救急車搬送受入件数の更なる増加に向けた取組を継続してもらいたい。 令和 2 年度の評価としては、目標値を全て下回ったことから、法人自己評価のとおり、評価「2」（年度計画を十分に実施できていない）が妥当であると判断する。				

イ 初期救急医療における機能分担・連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(3) 小児医療・周産期医療

中期目標	ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。 イ 大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急搬送の受入体制を確保するとともに、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を図ること。
中期計画	ア 小児医療 小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制で豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。

	イ 周産期医療 周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までに対応する。また、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を確保する。
年度計画	ア 小児医療 小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制で豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。 イ 周産期医療 通常分娩においては、陣痛から分娩・産後まで対応する特別個室（LDR）を活用し、安全・快適な環境での分娩を進めるとともに、周産期緊急医療体制の参加病院として、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までに対応する。また、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を引き続き確保する。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小児科患者数（入院）	実績	6,842 人	7,767 人	4,345 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小児科患者数（外来）	実績	12,835 人	11,606 人	9,164 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小児救急搬送患者数	実績	623 人	625 人	273 人
うち 小児救急入院患者数	実績	517 人	548 人	188 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
分娩件数	実績	143 件	309 件	293 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 小児医療

・二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域こども急病センターの後送病院として週 4 回の二次救急輪番を努めるとともに、高い救急搬送応需率を維持し、地域に必要とされる役割を果たした。

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小児時間外救急搬送応需率	実績	97.3%	95.7%	97.3%

イ 周産期医療

- ・陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なLDR（特別個室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来るマザークラス（母親教室）や、助産師外来、ははとこ健診、また、新たにアロマセラピーを導入し、妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供した。
- ・糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。
- ・分娩においてハイリスクを有する妊婦については、検診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【評価結果】

ア 小児医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 周産期医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(4) 災害医療

中期目標	ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。 イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。
中期計画	ア 市の災害医療センターとしての役割 （ア）災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、定期的開催される災害医療研修へ積極的に参加する。 （イ）災害発生時に備え、市の防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院のマニュアルの見直しを行う。 イ 市及び地域の医療機関との連携体制 （ア）災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。

	(イ) 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、大阪府新型インフルエンザ等対策医療体制整備ガイドラインに従い、市及び関係機関と連携・協力し、早期収束に向けて対応を図る。
年度計画	ア 市の災害医療センターとしての役割 (ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、定期的開催される災害医療研修へ積極的に参加する。 (イ) 災害発生時に備え、訓練等で得た内容をもとに、防災マニュアル及び事業継続計画（BCP）を改訂する。 イ 市及び地域の医療機関との連携体制 (ア) 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。 (イ) 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、大阪府新型インフルエンザ等対策医療体制整備ガイドラインに従い、市及び関係機関と連携・協力し、早期収束に向けて対応を図る。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害訓練回数	実績	0 回	2 回	2 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害訓練参加人数	実績	0 人	173 人	122 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害医療院外研修参加回数	実績	2 回	2 回	1 回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 市の災害医療センターとしての役割

(ア)

・災害を想定した実地訓練として、10 月に防火訓練（51 名参加）を実施した。大規模災害訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により、実地訓練を縮小して災害時の指揮・統制、情報伝達の訓練と災害対策本部の設営訓練（71 名参加）を実施した。院外での訓練、研修参加については、2 月に ZOOM によるオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修（医師 1 名、看護師 3 名、コメディカル 1 名、事務 4 名）に参加した。

・災害対策委員会において、災害発生時の初動対応の迅速化、新型コロナウイルス感染症の疑いがある被災者の動線やトリアージなどを協議した。

(イ)

・令和元年度に実施した防火訓練、巨大地震を想定した大規模災害訓練結果に基づき、災害対策委員会にて防災マニュアルを改訂した。

・防災マニュアルの改訂に併せて、部署別行動計画の追加などを内容とする事業継続計画（BCP）の改訂を行った。

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

(ア)

・新型コロナウイルス感染症の影響により、2月にZOOMによるオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修でEMIS（大阪府救急・災害医療情報システム）の情報伝達、新型コロナウイルス感染症対策下における被災者のトリアージの机上訓練に参加し、災害時における連携体制を確認した。

(イ)

・新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、感染流行早期の時点から帰国者・接触者外来を設置するとともに年度を通して専用病棟を設け、入院患者の受入れを行うなど、市立病院として役割を果たした。

【評価結果】

ア 市の災害医療センターとしての役割

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	4	
最終評価	3	3	4	
評価の判断理由				
・通常医療の提供を維持しつつ、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症への対応に努め、公立病院としての役割を果たしたと判断した。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(5) がん医療

中期目標	ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進すること。 イ 本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。
中期計画	ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 (ア) 大阪府がん診療拠点病院として、検査から手術、抗がん剤治療などを組み合わせた集学的治療やがん診療地域連携パスを積極的に推進していく。 (イ) 新病院においては、放射線治療科を設置し、放射線治療専門の医師など専門的な人材を配置することにより、治療の質及び精度を高め、より高度な放射線治療を行うことで、がん医療の体制強化を目指す。

	(ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん患者に対する相談支援、症状緩和に向けた緩和ケアの介入及び情報提供などを積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。 イ がん予防医療の取組 (ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。 (イ) 病院だよりにがん検診の案内を定期的に掲載する。またホームページ上に当院のがん診療に関する情報を掲載することなどにより、市民向けのがん予防の啓発に取り組む。
年度計画	ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 (ア) 大阪府がん診療拠点病院として、がんの診断検査から手術、化学療法等の薬物療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療を推進し、がん診療地域連携パスの使用を進める。また、腹腔鏡や手術支援ロボットを使用した低侵襲の手術を推進する。 (イ) 放射線治療専門の医師を配置している放射線治療科において、放射線治療機器を活用することにより、治療の質及び精度を高め、がん医療の体制強化を目指す。 (ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん相談支援センターでのがん患者に対する相談支援、がんに関する情報提供、症状緩和に向けた緩和ケアの介入を積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。 イ がん予防医療の取組 (ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。 (イ) ホームページ上にがん診療に関する情報を掲載し、がん予防の啓発に取り組む。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん入院患者件数	年度計画 目標	1,860 件	2,040 件	2,080 件
【中期計画目標】 2,120 件	実績	2,041 件	2,236 件	2,487 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
外来化学療法件数	年度計画 目標	2,400 件	2,550 件	2,600 件
【中期計画目標】 2,650 件	実績	2,635 件	3,135 件	3,322 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
放射線治療件数	年度計画 目標	－※	3,270 件	3,540 件
【中期計画目標】 3,800 件	実績	531 件	5,578 件	4,978 件

※平成 30 年度は機器故障のため目標未設定

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん手術件数 【中期計画目標】 700 件	年度計画 目標	620 件	680 件	690 件
	実績	635 件	851 件	813 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん診療地域連携パス 実施件数 【中期計画目標】 40 件	年度計画 目標	20 件	25 件	30 件
	実績	3 件	25 件	18 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん患者リハビリテ ーション単位数 (※)	実績	3, 679	1, 066	2, 294

(※) 単位数とは、20 分を 1 単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん相談件数	実績	155 件	584 件	772 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
緩和ケアチーム介入件数	実績	158 件	175 件	147 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
がん検診受診者数	実績	2, 942 人	3, 273 人	1, 403 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

(ア)

- ・医師、看護師、作業療法士等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療の推進を図った。また、緩和ケアチームによる介入を行い、精神面等のフォローも積極的に行った。
- ・化学療法は肺がんの患者数に増加が見られ、放射線治療は月 400 件程度の実施を行った。手術においても 810 件ほど行い、目標達成に至った。
- ・がん診療地域連携パスについては、胃 ESD パスを新規に運用するなど、積極的な運用を行うように努めたものの、目標達成には至らなかった。

(イ)

- ・放射線治療における機器の精度管理を専従とする診療放射線技師の配置により、質の高い放射線治療を効率的に患者へ提供できるよう体制強化を図った。

(ウ)

- ・がんのリハビリテーションの推進を図るとともに緩和ケアチームで引き続き患者の状況に応じた介入を図ることで緩和ケアの充実を図った。
- ・がん相談支援センターの案内ポスターを院内掲示し、ホームページでも周知するとともに、医師、看護師等からがん相談の案内を引き続き行った結果、がん相談件数の増加につながった。

イ がん予防医療の取組

(ア)

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により 5 月以降のがん検診の実施が難しく、肺がん検診 27 件（前年 720 件）、大腸がん検診 23 件（前年度 597 件）と実施件数は減少となった。

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
肺がん検診	実績	713 件	720 件	27 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大腸がん検診	実績	541 件	597 件	23 件

(イ)

- ・広報誌「ともに」(No. 10) にて、消化器外科を特集し、消化器のがん情報およびがん検診の啓発などを行うとともにホームページ上で閲覧できるようにした。また、市報すいた（令和 3 年 2 月号）にて、当院のがん治療における緩和ケアについて掲載を行った。

【評価結果】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	
最終評価	3	4	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ がん予防医療の取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、平時と同等な検診の実施は困難である。コロナ禍において可能な限り取組を実施したと判断した。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
2 市立病院として担うべき医療	
(6) リハビリテーション医療	
中期目標	新病院における回復期リハビリテーション病棟の設置により、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、在宅復帰を支援すること。
中期計画	ア 新病院においては、整形外科術後早期や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療とともに、回復期リハビリテーション病棟（45床）を活用した回復期のリハビリテーション医療を実施することで、ADL（日常生活動作）の向上により、在宅復帰を支援する。 イ 高齢化に伴い増加することが想定される、がん患者へのリハビリテーション医療や呼吸器系疾患のリハビリテーション医療に取り組む。
年度計画	ア 整形外科術後早期や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療を実施する。また、回復期リハビリテーション病床においては、365日のリハビリテーション実施体制の整備とともに、ADL向上に効果的なリハビリテーションを提供し、在宅復帰の支援をおこなう。また、新たな専任医師の配置により、他院からの紹介患者をより多く受け入れられる体制の構築を目指す。 イ 今後増加することが想定される、がん患者や呼吸器疾患患者の運動機能低下を予防・改善するリハビリテーションの提供に取り組む。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
回復期リハビリテーション病棟病床利用率 【中期計画目標】 95.0%	年度計画目標	—	95.0%	95.0%
	実績	35.0%	73.3%	75.1%

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
回復期リハビリテーション病棟在宅復帰率 【中期計画目標】 80.0%	年度計画目標	—	70.0%	80.0%
	実績	88.9%	86.9%	86.7%

【関連指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
早期リハビリテーション単位数	実績	30,052	41,938	54,646

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	実績	3,679	1,066	2,294

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
呼吸器リハビリテーション単位数	実績	6, 215	2, 515	2, 515

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	実績	17, 497	57, 011	75, 509

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
運動器リハビリテーション単位数	実績	43, 147	43, 077	50, 056

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

・急性期患者については、引き続き廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施し、早期リハビリテーション単位数の増加につながった。回復期リハビリテーション病床においては、365 日のリハビリテーションを開始したことにより、5 月に回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を取得した。また、セラピスト 5 名を増員するとともに 9 月より新たな専任医師を配置したことでリハビリテーション実施体制の強化を図った。

・病床利用率の目標達成はできなかったが、リハビリテーション単位数は増加し、在宅復帰率は維持した。

イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応

・がん患者や呼吸器疾患患者について、早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なリハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。

【評価結果】

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・病床利用率は目標達成できていないが、新たな施設基準を取得するなどリハビリテーション病棟の活用を推進していると判断した。				

イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	

評価の判断理由
・法人自己評価のとおり。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	
(1) 安心安全な医療の提供	
中期目標	ア 安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。 イ 医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、院内感染防止の取組を実施すること。
中期計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。 (イ) 院内感染対策委員会において、院内感染発生状況の分析や感染予防対策に取り組む。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価に基づき、安心安全で質の高い医療を効率的に提供するための業務改善を継続的に取り組む。 (イ) 患者に安心安全な医療を提供できるよう、全職員を対象とした医療安全・院内感染防止対策に関する研修を実施するとともに、院外での研修に積極的に参加する。
年度計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデント報告および再発防止策について検討とともに、安全に対する意識の向上を図るための研修を充実させる。 (イ) ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを毎週実施し、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価する。また、評価結果をフィードバックし、感染対策の推進及び薬剤耐性菌出現の抑止に努める。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 病院機能評価の中間報告で提出した自己評価項目へのサーベイヤ（評価調査者）からのコメント等を医療の質の改善に役立てることで、安心安全な医療の提供を図る。 (イ) 安全な医療を提供できるよう、医療安全・院内感染防止対策に関する全体研修やeラーニング、院内ネットワークを活用した研修を実施するとともに、院外での研修に積極的に参加する。

【関連指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療安全管理委員会 開催回数	実績	12回	12回	12回

項目		平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療安全関係院外研修参加件数	実績	16 件	20 件	9 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 医療の安全管理体制の確保

（ア）

・インシデント、アクシデントの事案報告等、発生要因、再発防止策を検討する医療安全管理委員会を毎月開催し、再発防止策を検討し、部長会を通じて職員へ周知を行い、アクシデント件数の減少に努めた。

・新病院移転のタイミングで注射認証システム・持参薬システム等を導入し、薬剤に関する案件は減少傾向にあるが、さらなるアクシデント案件減少に向け、アレルギー薬剤投与に関するチェック機能のシステム更新を行った。

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
インシデント件数	実績	1,832 件	1,780 件	1,644 件
アクシデント件数	実績	14 件	23 件	13 件

（イ）

・毎週 ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを行い、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価し、結果のフィードバックを行った。その結果、薬剤耐性菌感染症感染率は 0.97%（令和元年の全国平均は 3.11%）と低い数値を継続することができた。また、発熱外来でのトリアージ等、様々な新型コロナウイルス感染症対策を行い、院内感染の防止に努めた。

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
抗菌薬使用量（AUD）カルバペネム系	実績	30.2	29.2	34.9

イ 医療安全対策の徹底

（ア）

・病院機能評価の中間報告に対するサーベイヤー（評価調査者）からの意見を受け、院内で発生したインシデント・アクシデントに関し、医療事故防止対策委員会で再発防止のための検討を行い、必要に応じて、改善のための周知を行った。

（イ）

・医療の安全管理研修として、全職員を対象に2回、職種別に13回実施した。院外においても、医療安全部の職員をはじめ、9回の研修に参加した。院内感染防止対策として、全職員を対象に3回、職種別に12回の研修を実施した。昨年に比べ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修参加回数は減少したが、WEB配信による研修を積極的に受講し、医療安全の意識向上に努めた。

【評価結果】

ア 医療の安全管理体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 医療安全対策の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(2) チーム医療の充実

中期目標	医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。
中期計画	ア 認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、チーム医療の仕組みを活用した多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ 関係職員によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。
年度計画	ア 認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームが、多職種で介入し円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士などによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認知症ケアチーム介入件数	実績	381 件	295 件	425 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
栄養サポートチーム介入件数	実績	1,015 件	1,266 件	1,127 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供 ・多職種により構成された様々なチームが連携・協働し、それぞれの専門スキルを活用して診療・ケアにあたり、患者の療養生活のサポートを行った。 ・認知症ケアチームにおいては、認定看護師が積極的に介入できる体制を図ることで件数の増加につなげた。 ・医師や看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士・社会福祉士が胃ろう（PEG）の適応を考えるチーム（通称 JIP）で、胃ろうを造るべきかを個々の症例ごとに、退院後の生活状況などを含め総合的に検討し、患者や家族に胃ろうの選択を考える際の支援となる活動を行った。 イ チーム医療の質の向上 ・関係職員によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。 ・認知症ケアチームは、各病棟へのラウンドを行い、該当患者の担当看護師と共に認知症状の悪化の予防や、治療・リハビリテーションが円滑に受けられるようカンファレンスを実施した。 ・栄養サポートチーム（NST）においては、各病棟へのラウンドを行い、個々の症例に関して最適な栄養療法についての検討を行った。	

【評価結果】				
ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ チーム医療の質の向上				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	
(3) コンプライアンスの徹底	
中期目標	ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。 イ 全ての職員が個人情報を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。

中期計画	ア 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、業務の適正を確保するための内部統制体制の整備を図る。 イ 個人情報保護の周知徹底、並びに個人情報の取り扱いや漏洩防止を目的とした研修の実施により職員の意識向上を図る。
年度計画	ア 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、内部統制については、業務実施の障害となる要因を事前に分析及び評価したリスクへの適切な対応を行う。 イ 個人情報保護に関する研修を実施するとともに、個人情報管理における院内リスクの把握やセルフチェックを引き続き実施し、職員の意識徹底及びリスクへの対応を継続的に行う。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 内部統制体制の整備 ・令和元年度に確認したリスクへの適切な対応を行うために各職員が業務におけるリスクを再確認し、適宜業務の見直しを行った。また、令和元年度に新たに契約した市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。	
イ 職員の意識向上 ・eラーニングによる「個人情報・プライバシー」の研修、院内情報システムによる個人情報に関する自己点検を行った。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により例年行っていた集合研修を中止したが、院内情報システムに研修動画をアップし、個人情報保護に対する意識向上に努めた。	

【評価結果】				
ア 内部統制体制の整備				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	2	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 職員の意識向上				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	2	3	
最終評価	3	2	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	
(4) 患者サービスの向上	
中期目標	ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性（院内清掃等）向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。 イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民との信頼関係を築き、患者に選ばれる病院を目指すこと。 ウ ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。
中期計画	ア 患者の視点に立ったサービスの提供 （ア）患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見の活用により、患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスの改善に繋げる。 （イ）患者や家族の視点に立った丁寧な接遇を心掛けるとともに、接遇に関する研修を実施し、質の向上を図る。 （ウ）新病院における患者とスタッフの動線の配慮や患者利便施設の活用などにより、患者の療養環境の快適性向上に努めるとともに、患者が待ち時間を快適に過ごすことができる環境を整備する。 （エ）かかりつけ医への逆紹介や外来予約の推進などを引き続き行い、待ち時間の短縮に努める。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンを積極的に推進し、患者に選ばれる病院を目指す。 ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアの積極的な受入れに引き続き努めるとともに、ボランティアが活動しやすい環境の整備などにより、患者の療養環境の向上を図る。
年度計画	ア 患者の視点に立ったサービスの提供 （ア）患者アンケートや声の箱に寄せられた患者の意見・要望に関して、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上・改善に努める。 （イ）診療現場における親切・丁寧な対応が実践できるよう、継続的に接遇研修を実施する。 （ウ）患者利便施設（売店、レストラン、カフェ、自動販売機）の事業者に対して、声の箱に寄せられた患者の意見を事業者に伝え、改善を要望していくとともに、その改善状況について検証していくことで利便性が高まるよう努める。 （エ）かかりつけ医への逆紹介や外来予約の推進などを引き続き行い、待ち時間の短縮に努める。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンについては積極的に推進し、当院への依頼だけでなく他院への希望についても丁寧に対応することで、患者に選ばれる病院を目指す。

	ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアが活動しやすい環境を引き続き維持するとともに、積極的な受入れに努め、患者サービスの向上を図る。			
--	---	--	--	--

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
声の箱投書件数	実績	330 件	332 件	84 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
患者満足度調査結果	実績	—	—	—

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
セカンド・オピニオン 対応件数	実績	2 件	9 件	3 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ボランティア登録人 数	実績	57 人	59 人	60 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 患者の視点に立ったサービスの提供 （ア） ・ 声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。また、患者満足度を把握するための退院患者アンケートについても継続して実施した。 （イ） ・ 新規採用者向けの接遇研修を実施し、21 名の職員が参加した。患者対応において常に親切・丁寧な説明を心がけ、患者サービスの向上に努めた。 （ウ） ・ 患者利便施設の事業者に寄せられた意見について、担当責任者に伝え改善を要望し、利便性の向上に努めた。 （エ） ・ 全職員が閲覧できる共有端末で月毎の患者の待ち時間を周知し、待ち時間短縮の意識付けを行った。また、積極的に逆紹介を推進するとともにかかりつけ医からの紹介患者についてはあらかじめ予約を取ってもらうことを推進することで待ち時間の短縮に努めた。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 ・ インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、引き続きわかりやすく丁寧な説明を実施した。	

・他院へのセカンド・オピニオンについては、インフォームド・コンセントの際や院内掲示により引き続き案内を行い、患者の希望の際には速やかに対応した。

ウ 院内ボランティア活動への支援

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れについては新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施した。

【評価結果】

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

ウ 院内ボランティア活動への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

中期目標	ア 患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、地域の医療機関との紹介・逆紹介を徹底すること。 イ 日常的な診療や健康管理・健康相談を受けることができるかかりつけ医定着に関する啓発を行うこと。
中期計画	ア 紹介・逆紹介の徹底 (ア) 患者支援センターや登録医制度の活用により、かかりつけ医等からの紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、急性期を脱した患者については早期に逆紹介を行う。

	(イ) 逆紹介の際には地域連携パスを活用するなど、かかりつけ医等との機能分担・連携の下、地域で切れ目なく医療を提供するとともに、逆紹介患者が急変した際には積極的に受け入れる。 (ウ) 地域の医療機関との一層の情報共有を図るため、IT を活用したシステムの導入を検討する。 イ かかりつけ医定着に関する啓発 院内にかかりつけ医マップや、診療時間等を記した「かかりつけ医パンフレット」を設置する。また市民公開講座の開催やホームページ、広報誌など、さまざまな機会をとらえて、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。
年度計画	ア 紹介・逆紹介の徹底 (ア) 医療機関からの紹介で来院した患者が、増設した紹介状窓口の活用などによりスムーズに受診できるよう改善を続けるとともに、登録医制度の活用や地域医療機関への訪問を積極的に行う。また、急性期を脱した患者については早期に逆紹介を行う。 (イ) 逆紹介の際には地域連携パスを活用するなど、かかりつけ医等との機能分担・連携の下、地域で切れ目なく医療を提供するとともに、逆紹介患者が急変した際には積極的に受け入れる。 (ウ) 地域の医療機関が当院のカルテを閲覧するシステムについて、運用上の問題を整理し、導入に向けた検討を行う。 イ かかりつけ医定着に関する啓発 かかりつけ医を探しやすいように、従来から作成しているかかりつけ医リーフレットに加え、新たに、登録医（開業医）マップを作成し、病院内に掲示する。また、市民公開講座の開催やホームページ、広報誌など、さまざまな機会をとらえて、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
紹介件数	年度計画 目標	14,900 件	16,000 件	16,500 件
【中期計画目標】 17,000 件	実績	16,849 件	19,827 件	17,286 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
逆紹介件数	年度計画 目標	9,800 件	10,700 件	11,100 件
【中期計画目標】 11,500 件	実績	11,427 件	13,863 件	12,287 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
紹介率 【中期計画目標】 64.0%	年度計画 目標	55.0%	58.0%	61.0%
	実績	61.0%	70.1%	70.7%

紹介率=初診紹介件数/初診患者数

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
逆紹介率 【中期計画目標】 84.0%	年度計画 目標	75.0%	78.0%	81.0%
	実績	61.2%	57.7%	65.0%

逆紹介率=逆紹介件数/初診患者数

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域連携パス実施件数 【中期計画目標】 100 件	年度計画 目標	50 件	60 件	80 件
	実績	18 件	120 件	126 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録医数	実績	251 件	284 件	338 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 紹介・逆紹介の徹底

（ア）

・放射線検査の紹介患者がスムーズに受診できるよう、受付時の紹介状取り込み作業を検査後にすることで待ち時間の短縮を図り、紹介件数の向上に努めた。

・コロナ禍においても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を密にとり、紹介件数・紹介率の向上に努め目標達成をすることができた。また登録医数の増加にもつながった。

・逆紹介については、引き続き医師に徹底してもらうために会議の場など様々な機会において働きかけ、特に長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努めた。患者向けにも啓発ポスターを掲示するなど逆紹介を推進し、逆紹介件数は目標達成に至った。なお、逆紹介率については目標を達成しなかったものの地域医療支援病院の承認要件を達成することができた。

（イ）

・逆紹介については、大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに逆紹介患者が急変した際にはコロナ禍においても可能な限り受入れに努めた。

(ウ)

・地域の医療機関と一層の情報共有を図るため、当院のカルテを閲覧するシステムについて、まずは隣接する国立循環器病研究センターとの間で導入に向けた検討を行い、運用を開始した。

イ かかりつけ医定着に関する啓発

・かかりつけ医を探しやすいように従来から作成しているかかりつけ医リーフレットに加え、新たに登録医（開業医）マップを作成し外来エリアに掲示した。

・新規で開業したかかりつけ医については、すぐに訪問し情報収集を行い、かかりつけ医リーフレットに追加した。また、2階に設置しているサイネージ（電光掲示板）において、かかりつけ医定着の啓発ポスターを表示するとともに病院だよりでかかりつけ医に係る記事を掲載し、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行った。

【評価結果】

ア 紹介・逆紹介の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	
最終評価	3	4	3	
評価の判断理由				
・かかりつけ医との連携は重要なポイントであり、コロナ禍においても、概ね目標を達成したことは評価できる。				

イ かかりつけ医定着に関する啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

中期目標	ア ケアマネジャー、主治医等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。 イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じた一時的な受入れを行うなど、必要な対応を行うこと。 ウ 地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。
中期計画	ア 退院支援 (ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーションなどとの連携を推進するとともに、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、新病院では患者支援センターにおいて、適切な退院支援を行う。

	(イ) 退院支援の際には、退院した患者に起こりうる症状やその対応について患者・家族と面談を行うとともに、在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図る。 (ウ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう早期に多職種カンファレンスを行うなど、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れができるよう取り組むことで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 吹田在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施することにより、在宅医療についての意識向上に努めるとともに、在宅医療に関するネットワークの連携強化を図ることで、地域の医療水準の向上に貢献する。
年度計画	ア 退院支援 (ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、在宅療養支援診療所の医師や訪問看護ステーションの看護師等と情報提供のネットワークの強化を図るとともに、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、患者支援センターにおいて適切な退院支援を行う。 (イ) 退院支援の際には、入院時の患者の症状や疾病等に対する治療計画に基づき、多職種間で構成する医療チームで患者の療養の方針を検討し、患者の意思決定を尊重できるよう患者・家族と面談を行うとともに、在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図る。 (ウ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう早期に多職種でカンファレンスを行うとともに、介護支援専門員等との連携強化を図り、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れができるよう取り組むことで、在宅医療の後方支援を図る。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施することにより、在宅医療についての意識向上に努めるとともに、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センターとの適切な情報交換により、ネットワークの連携強化を図ることで、地域や在宅等で提供される医療水準の向上に貢献する。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
退院支援件数	実績	2,309 件	2,561 件	2,964 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療相談件数	実績	11,230 件	11,346 件	11,112 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護支援連携件数	実績	137 件	148 件	86 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当日入院件数（紹介）	実績	1,509 件	1,651 件	1,287 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
吹田在宅ケアネット 開催数	実績	2 回	2 回	0 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
吹田呼吸ケアを考え る会開催数	実績	1 回	1 回	0 回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 退院支援

（ア）

・地域で行われる在宅医療と緩和ケアの研修会に参加し、在宅療養診療所の医師や訪問看護ステーションの看護師等と情報交換を行い、連携を図った。また、入院時支援の際に退院困難な患者を把握し、入院早期から入退院支援部門と医療福祉相談部門が連携を図り、退院困難な患者への介入を行った。

（イ）

・退院支援の際には、医師が作成する入院診療計画書に基づき、医師、看護師、リハビリスタッフ等、多職種の医療チームで患者の療養方針を検討した。また、患者の意思決定を尊重するよう患者・家族と面談を行い、退院支援を実施した。

・在宅医療の関係機関への連絡を密に行い退院支援がスムーズにいくよう連携を図った。

（ウ）

・入院時から介護支援専門員（ケアマネージャ）等と連携を図るとともに、退院前には医師、訪問看護師、介護支援専門員等と在宅医療への移行が円滑に進むようカンファレンスを実施した。また、退院後の患者に関する相談窓口として、介護支援専門員や訪問看護師等からの問い合わせに対応するなどサポートを行った。

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

・在宅療養者が急変した場合、通常時間内では、患者支援センターの病床管理部門と地域医療連携部門が連携し、円滑に受入れを実施した。時間外では救急部による救急応需体制により受入れを実施した。

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

・在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止となったが、吹田市在宅医療・介護連携推進協議会に出席するとともに吹田市ケアネット実務者懇話会のWEB会議に参加することで情報交換により地域のネットワークの強化を図った。

【評価結果】

ア 退院支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

中期目標	隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。
------	--

中期計画	ア 診療における連携 (ア) 国立循環器病研究センターにおいて高度急性期を脱した患者を当院で受け入れるとともに、複合的な疾患を有する患者への円滑な対応を行うなど、隣接する病院ならではの機能分担・連携を図る。 (イ) 当院の循環器内科については、診療内容の棲み分けを行うことを前提に、外科系の手術前後のケア等への対応など、総合病院としての機能を発揮するため継続して設置する。また、他の診療科についても、担っている役割の違いから診療内容の棲み分けを行うとともに、連携を図る。 (ウ) リハビリテーションにおける同センターとの連携として、急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、新病院の回復期リハビリテーション病棟において、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入体制を確保する。 (エ) 三次救急を担う同センターと、二次救急を担う当院における救急の役割については、循環器系疾患に係る高度急性期の患者は同センターにおいて、複合的な疾患に係る急性期の患者は当院において受け入れるという役割分担を引き続き行う。また、両施設の連携による質の高い救急医療の提供が行えないか検討する。 イ その他の連携 (ア) 両施設が連携して実施する共同研修・研究について検討するとともに、それぞれのカンファレンスへの出席等、相互交流を推進する。 (イ) 診療の質の向上を図る観点から、診療データの共有と連携のため、電子カルテの相互閲覧機能等、システムにおける両施設間の連携を推進する。 (ウ) RI 検査、PET 検査など、高度医療機器が必要な事項については、機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。 ウ 連携体制の周知 移転後も円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所、消防等に対して情報発信を行う。
年度計画	ア 診療における連携 国立循環器病研究センターとの連携会議、また各診療科による協議等により決められた役割分担、医療機器の相互利用などのルールに基づき、患者への円滑な対応を行う。 イ その他の連携 両施設がそれぞれ主催するセミナーや勉強会への出席により、相互交流を推進する。電子カルテについては、国立循環器病研究センターと市民病院の双方で、相互閲覧するシステムの運用を開始し、連携が円滑に進むよう取り組む。また、その他の連携についても、同センターとの連携会議などにより、引き続き協議する。 ウ 連携体制の周知 円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所、消防等に対して情報発信を行う。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	243 件	571 件	760 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	148 件	385 件	534 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 診療における連携

・診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血等の当院で対応可能な患者の受入れを行ったほか、救急対応協力のみならず、同センターへの医師派遣を行った。また、同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進め、相互の紹介件数の増加につながった。

イ その他の連携

・電子カルテ相互閲覧システムについて国立循環器病研究センターと協議を進め、運用を開始した。
・両院の医師が患者の治療方針の策定にあたり協議を行うなど連携を図った。

ウ 連携体制の周知

・特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれのポテンシャルを発揮し、より良い医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。

【評価結果】

ア 診療における連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	4	
最終評価	3	4	4	

評価の判断理由

・年々、紹介件数、逆紹介件数ともに増加しており、より連携を深めていると判断した。

イ その他の連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	

評価の判断理由

・法人自己評価のとおり

ウ 連携体制の周知

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(2) 他の健都内事業者等との連携

中期目標	ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク及び駅前複合施設と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。 イ 健都レールサイド公園（（仮称）健都ライブラリーを含む。）で取り組まれる事業への支援を行うこと。
中期計画	健都に立地する市立病院として、健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。
年度計画	健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

- ・健都まちづくり連携会議に参加し、健都を構成する産学官民がそれぞれの特色を活かし、共同で事業を行える基盤（共創プラットフォーム）について意見交換を行った。
- ・病院主催の講座等の情報を提供し、健都をPRするホームページ「健都のまちづくりポータルサイト」に協力した。
- ・病院だよりにおいて、健都エリアの施設紹介を行った。

【評価結果】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
5 健都における総合病院としての役割	
(3) 予防医療に関する取組	
中期目標	各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。
中期計画	ア 各種健（検）診について、地域の医療機関との役割分担の下、取組を行う。 イ 疾病の早期発見のため人間ドックを引き続き実施する。 ウ インフルエンザワクチンなど予防接種を引き続き実施する。 エ 当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催する。
年度計画	ア 各種健（検）診について、地域の医療機関との役割分担の下、取組を行う。 イ 生活習慣病や脳疾患などの早期発見のため、各種人間ドックを引き続き実施する。 ウ インフルエンザワクチンなど予防接種を引き続き実施する。 エ 市民公開講座や出張講座などの開催や、院内のデジタルサイネージ（電子看板）、掲示物を通じて、かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知することで疾病予防の啓発に努める。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人間ドック件数	年度計画目標	470件	520件	540件
【中期計画目標】 550件	実績	518件	616件	156件

【関連指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
国保特定健診件数	実績	591件	601件	24件

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
後期高齢者特定健診件数	実績	236件	240件	0件

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民公開講座実施回数	実績	2回	1回	0回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 各種健（検）診の実施

・新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、令和2年4月13日以降は特定健診を中止せざるを得なくなったこともあり、検診事業は大幅な件数減となった。そうした中であっても、マンモグラフィーなどの高度検査機器を用いた検診、また二次検診としての精密検査を地域の医療機関との役割分担の下、積極的に実施し疾病の早期発見に貢献した。

イ 人間ドックの実施

・人間ドックについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、必要なスペースの確保が困難となりおよそ8ヵ月間中止したが、速やかな環境整備に努めた結果、12月に再開することができた。

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳ドック	実績	128件	188件	45件

ウ 予防接種の実施

・新型コロナウイルスの感染拡大防止とその対応に注力するためにインフルエンザワクチンの集団予防接種を中止した。なお、肺炎球菌ワクチンや4種混合ワクチン等、個別接種で行う予防接種については継続して実施した。

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市民公開講座は開催中止となったが、出張講座はWEB会議システムにて「糖尿病」をテーマとして開催した。地域医療支援病院の承認にあわせて、かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知するためにパンフレットを作成し掲示を行った。

【評価結果】

ア 各種検（健）診の実施

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 人間ドックの実施

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	4	3	
最終評価	3	4	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

ウ 予防接種の実施

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 地域医療への貢献

(1) 地域の医療従事者への支援

中期目標	地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。
中期計画	ア 地域の医療従事者の質の向上を目的とした研修の開催や、施設や設備等の共同利用などにより地域の診療所等を支援する。 イ 地域の医療従事者を対象とした吹田臨床カンファレンス、吹田在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会などを開催し、地域の医療水準の向上に努める。
年度計画	ア 地域の医療従事者の質の向上を目的とした研修の開催や、施設や設備等の共同利用などにより地域の診療所等を支援する。 イ 地域の医療従事者を対象とした吹田臨床カンファレンス、吹田在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会などを開催し、地域の医療水準の向上に努める。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数 【中期計画目標】 36 回	年度計画 目標	28 回	36 回	36 回
	実績	27 回	31 回	6 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数 【中期計画目標】 900 人	年度計画 目標	600 人	900 人	900 人
	実績	596 人	543 人	86 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同利用を行った件数 【中期計画目標】 3,700 件	年度計画 目標	3,300 件	3,500 件	3,600 件
	実績	3,355 件	3,718 件	3,105 件

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
吹田臨床カンファレンス開催回数	実績	0 回	1 回	0 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
吹田在宅ケアネット開催回数（再掲）	実績	2 回	2 回	0 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
吹田呼吸ケアを考える会開催回数（再掲）	実績	1 回	1 回	0 回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 地域の診療所等への支援

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、CT 等の高度検査機器の共同利用件数及び地域の医療従事者へ向けた研修会の開催数は目標達成できなかった。
- ・地域の医療従事者の質の向上を目的とした研修については、WEB 環境の整備を行い、開催した。

イ 地域の医療水準の向上

- ・吹田臨床カンファレンスや吹田在宅ケアネット、吹田呼吸ケアを考える会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止となったが、地域の医療従事者が参加できる臨床セミナーを WEB 開催した。

【評価結果】

ア 地域の診療所等への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	

評価の判断理由

- ・法人自己評価のとおり。

イ 地域の医療水準の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	

評価の判断理由

- ・法人自己評価のとおり。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 地域医療への貢献

(2) 福祉保健施策への協力・連携

中期目標	本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。
中期計画	ア 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。
年度計画	ア 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。

【関連指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい者歯科患者数	実績	1,682人	1,599人	1,486人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

・特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。

イ 小児科診療における協力・連携

・小児科（小児神経専門医）が、毎週1回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

【評価結果】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 小児科診療における協力・連携

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底	
中期目標	中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。
中期計画	ア 病院として目指すべきビジョンを明確化し、的確な病院運営及び効果的な医療を行うとともに、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改善を継続的に行う。また、進捗に遅れが出ている場合は、原因の分析と解決方法の検討を行い、改めて目標達成の取組を行う。 イ 各診療科で達成すべき目標を設定し、その達成に向けて取組を進めるとともに、複数診療科または多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会において検討する。 ウ 中期目標・中期計画の達成度を職員が把握できるようにするため、具体的な数値を踏まえた計画及び事業報告を作成するとともに、目標の進捗状況や経営状況について広く周知する取組を行い、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図ることで、職員が一丸となって経営改善に取り組む。
年度計画	ア 中期計画及び年度計画に基づき、病院としての重点方針を明確化したうえで、職員に取組の徹底を周知する。また、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支及び資金状況の報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を行うことなどにより、業務運営の改善を継続的に行う。さらに、診療科別ヒアリングにより、院内の課題の抽出とその解決策を協議し、目標達成に向けた取組を推進する。 イ 診療科ごとに達成すべき目標値及びその達成に向けた取組について設定し、診療科別ヒアリングにおいて幹部職員に報告する。その進捗状況については、毎月の実績を経営戦略会議等で確認し、達成に向けた取組の実現を図る。また、複数診療科または多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会において検討し、課題の解決を図る。 ウ 年度計画の目標の達成状況や毎月の経営指標については、電子カルテ上で職員が閲覧できるよう適宜公表する。また、事業報告書についても、できるだけ具体的な数値による報告に努め、職員に周知する。そうした取組により、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図り、職員が一丸となって経営改善に取り組む風土を醸成する。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組 ・中期計画や年度計画、当年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療科別ヒアリングにて取り組むべき方策の確認をした。重点方針に掲げたもののうち、紹介率 65%、逆紹介率 40%以上を達成することができ、地域医療支援病院として承認された。また、急性期一般入院基本料（入院料 1）の施設基準を維持するために必要な「重症度、医療・看護必要度」の数値目標等は、計画どおりに実施し、目標達成ができた。 ・診療科別ヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各診療科の病床利用率の目標設定が難しい状況であったため、診療単価向上のための診療科別ヒアリングを実施し、抽出された課題解決に取り組み、診療単価の目標を達成した。

イ 目標管理の徹底

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある状況においても、診療科別ヒアリングにて平均在院日数の短縮等、収益改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者として副院長を設定し、各種院内委員会等において検討し課題の解決を図った。

ウ 経営改善に向けた取組

・毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。

・部長会において定期的な経営状況の報告を行ったほか、理事長自らが幹部職員に対して経営セミナーを実施し、経営意識の醸成に努めた。また、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。

・経営改善に向けた取組として、全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように他病院の経営管理指標を用いた財務分析研修を実施した。

【評価結果】

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 目標管理の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

ウ 経営改善に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
2 働きやすい職場環境の整備	
(1) 医療職の人材の確保・養成	
中期目標	ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。 イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。
中期計画	ア 働きやすい職場環境づくり (ア) 院内保育所で一時預かり保育を実施し保育内容の充実を図るなど、子育て中の職員が働きやすい職場環境を整備し、負担軽減を図る。 (イ) 仕事と生活の両立の実現を目指し、ワークライフバランス委員会で多様な勤務体制などを研究するほか、福利厚生 of 充実について検討する。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得への支援を引き続き行う。 (イ) 指導医・研修医の意見を踏まえ、専門的知識や技術の質の向上のため、研修プログラムの充実を図り、医学生からも選ばれる病院を目指す。
年度計画	ア 働きやすい職場環境づくり (ア) 休暇取得率の向上を図るため、年次休暇の計画的付与制度の導入に向けた研究を行う。 (イ) 正規職員の夜勤専従制度を試行実施する。また、実施結果をワークライフバランス委員会等により評価し、令和3年度以降の本格実施に向けた制度設計を進める。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 学会、研修等参加に係る費用や病院運営に寄与する認定資格取得及び更新に係る費用について引き続き支援を行い医療の質の向上を図る。 (イ) 医師法改正に対応した新臨床研修プログラムを適切に実施するとともに、運用上の問題点については、指導医、研修医から委員会等にて聴取し、検討することで、必要な改善を行う。

【目標指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
助産師看護師離職率	年度計画目標	10.9%	11.5%	全国平均以下
【中期計画目標】 全国平均以下	実績	6.4%	3.7%	3.0%

【関連指標】

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定看護師数	実績	12人	12人	12人

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
専門看護師数	実績	2人	2人	1人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認定等資格更新支援 件数	実績	103 件	99 件	91 件

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
看護学生実習受入数	実績	142 人	371 人	68 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医学生実習受入数	実績	31 人	27 人	12 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 働きやすい職場環境づくり （ア） ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応の中であっても、各職員の年次休暇取得状況の見える化により取得率向上に繋げるなど働きやすい環境整備に努めた。計画的付与制度はワークライフバランス委員会で検討し、令和 3 年度からの導入を予定している。 （イ） ・正規職員の夜勤専従勤務を希望のあった 5 名に対して試行実施し、ワークライフバランス委員会での評価を踏まえ、メンタルヘルスサポート体制の整備を行い、令和 2 年 11 月に繰り上げて本格実施した。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 （ア） ・医療従事者等に対して、認定医等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで医療の質の向上を図った。 （イ） ・医師法改正に対応した新臨床研修プログラムを適切に実施するとともに、委員会を積極的に開催し、研修内容や運用の改善を行った。また、研修医の部署を病院長直轄で設置し、研修内容や教育環境を一元的に調整できる体制を整備し、医師だけでなく他の医療職と連携した研修を行った。	

【評価結果】

ア 働きやすい職場環境づくり

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(2) 人事給与制度

中期目標	ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。 イ 職員の業績や能力を正当に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。
中期計画	ア 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。 イ 職員のモチベーション向上により、質の高い医療サービスの提供につなげていく観点から、平成32年度までに人事評価制度を検討し平成33年度から運用することなどにより、職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度を導入する。
年度計画	ア 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。 イ 人事評価制度を試行実施し、働きがいを実感でき、公平感のある制度構築に向けた問題点のフィードバックを行うことで、令和3年度から確実に人事評価を開始できるよう準備を進める。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 職員給与の設定・運用

・令和2年の人事院勧告は期末手当の支給月数を引き下げる内容であったが、当院の給与及び賞与の水準は人事院勧告を下回っていること、また、コロナ禍にあっても職員のモチベーションを低下させず、公立病院としての役割を果たすために、現状の水準を維持した。

イ 人事評価制度の運用

・新型コロナウイルス感染症拡大への対応に伴う業務の増大や診療制限、専用病棟設置に伴う病床の変動などの理由により、診療科による目標設定及び評価が困難であったことから、試行実施を凍結した。

【評価結果】

ア 職員給与の設定・運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 人事評価制度の運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・新型コロナウイルス感染症への対応のため、運用は困難だったと判断するが、改めて実施に向け、取組を進めてもらいたい。				

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

中期目標	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担えるようにするためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠であることから、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、あらゆる経営改善に取り組むこと。
中期計画	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うことができるよう、経営感覚に富む人材育成の強化、PDCA サイクルの目標管理の確実な実行など、経営改善に向けた取組を実施することで、収益の確保と費用の節減を図る。中期計画期間中であつては、新病院建設に伴い収支状況の大幅な悪化が見込まれることからより一層の取組に努め、新病院の機能を活かした病院運営を図り、早期の黒字化を目指す。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。
年度計画	経営感覚に富む人材育成については、病院業務に精通した職員の養成が不可欠であることから、職員体制計画にもとづき、派遣職員をプロパー職員に順次置き換えるとともにジョブローテーションを実施する。また、全職員向けに経営状況の研修を行うことで職員の意識向上に努め、収益の確保と費用の節減を図れるよう、PDCA サイクルの目標管理を実行する。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常収支比率	年度計画目標	83.1%	92.0%	96.5%
【中期計画目標】 98.3%	実績	80.5%	92.5%	102.5%

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医業収支比率	年度計画目標	87.8%	88.7%	92.0%
【中期計画目標】 90.6%	実績	83.7%	89.3%	88.1%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ・経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。 ・病院業務に精通した職員の養成のため、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収支比率については目標達成ができなかったが、新たな施設基準の獲得や平均在院日数の短縮等で経営改善に努めたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により経常収支比率の目標を達成することができた。 ・市からの運営費負担金を受け、救急医療や障がい歯科診療等の市立病院として必要とされる医療サービスを適切に実施した。	

【評価結果】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	2	3	3	
最終評価	2	3	3	
評価の判断理由				
・新型コロナウイルス感染症の影響で医業収支比率が目標値に達しなかったが、経常収支比率は目標を上回るものとなった。経営改善に取り組んだことが経常収支比率の目標達成に大きく寄与したと判断できるが、今回は新型コロナウイルス感染症関連の補助金の収益も一部あることから、引き続き収益の確保に努めてもらいたい。また、安定した経営基盤の確立は、政策医療をはじめとした公立病院の役割を継続して果たすために不可欠なものであるため、今後も引き続き、経常収支比率及び医業収支比率の目標値を上回るよう取り組んでももらいたい。				

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

中期目標	ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するなど収益の確保に努めること。 イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて対策を講ずること。
中期計画	ア 収益の確保 救急患者や紹介患者の確保に努め、病床利用率の向上を図る。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。

	イ 未収金の発生予防・早期回収 限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減の取組や、クレジットカードの利用勧奨に努めるなど未収金発生防止に引き続き努めるとともに、未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行うなど、早期回収に努める。
年度計画	ア 収益の確保 二次救急医療機関として可能な限り救急患者を断ることなく受け入れることや、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れを行うことなどにより、病床利用率の向上を図る。また、令和２年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな施設基準取得や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、診療単価の上昇に努め、収益の確保を図る。 イ 未収金の発生予防・早期回収 限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減の取組や、クレジットカードの利用勧奨に努めるなど未収金発生防止に引き続き努めるとともに、未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行うなど、早期回収に努める。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
病床利用率	年度計画 目標	81.9%	90.0%	90.0%
【中期計画目標】 90.0%	実績	77.5%	88.3%	78.3%

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入院患者数（１日当たり）	年度計画 目標	353.0 人	387.7 人	387.7 人
【中期計画目標】 387.7 人	実績	334.0 人	380.5 人	337.5 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
外来患者数（１日当たり）	年度計画 目標	959.0 人	1000.0 人	1000.0 人
【中期計画目標】 1000.0 人	実績	900.9 人	902.7 人	833.9 人

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入院診療単価	年度計画 目標	53,383 円	53,792 円	59,992 円
【中期計画目標】 54,170 円	実績	54,718 円	57,733 円	64,389 円

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
外来診療単価	年度計画 目標	14,386 円	14,988 円	15,982 円
【中期計画目標】 16,061 円	実績	15,174 円	17,448 円	18,873 円

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新入院患者数	年度計画 目標	8,454 人	9,435 人	9,435 人
【中期計画目標】 9,435 人	実績	9,099 人	10,460 人	9,393 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 収益の確保 - 新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中、二次救急医療機関として、可能な限り救急患者を断わることなく受け入れた。また、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れを行うために疾患ごとに受入判断を行う医師を設定するとともに担当医がマンパワー不足で対応できない場合でも救急外来で対応できるように運用変更したことで可能な限り紹介患者の受入を行ったが病床利用率の目標は達成できなかった。 - 令和 2 年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな施設基準取得や平均在院日数の短縮などを適切に行うことにより、入院診療単価は対前年度 6,656 円（11.5）%増となり、年度目標を達成することができた。新入院患者数については新型コロナウイルス感染症患者の受入を行う病棟を設けたことで病床数が制限され対前年度で 1,067 人減少し目標達成には至らなかった。 - 外来診療単価については、化学療法件数の増加等が要因となり、対前年度で 1,425 円（8.2%）増加し、目標を達成することができた。 イ 未収金の発生予防・早期回収 『医業未収金回収管理マニュアル』の未収金発生防止策に基づき、患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。 - 救急等で現金がない場合にも対応できるように、全ての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。 『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。	

【評価結果】

ア 収益の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	4	
最終評価	2	3	4	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 未収金の発生予防・早期回収

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第 4 財務内容の改善に関する事項	
2 収益の確保と費用の節減	
(2) 費用の節減	
中期目標	ア 人件費・経費などの適正化を図ること。 イ 医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。
中期計画	ア 人件費・経費の適正化 (ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、業務内容に応じた人員配置や職員の時間外勤務縮減などを図るとともに、職員数に見合った収益を確保することで、人件費の適正化を図る。 (イ) 職員のコスト意識の普及啓発を行うことにより、消耗品等の経費節減や、節電・節水の徹底による光熱水費の削減を図る。 イ 材料費の適正化 後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、医療材料の効率的使用の徹底、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化などにより、コストの縮減を図る。また、市場調査を実施し、価格交渉に生かすことで、医薬品や医療材料の調達費用抑制を図る。
年度計画	ア 人件費・経費の適正化 (ア) 職員体制計画に基づき業務内容に応じた人員配置を図るとともに、職員の時間外勤務縮減に努めるよう啓発するなどの取組を行う。また、職員数に見合った収益を確保することで、人件費の適正化を図る。 (イ) 消耗品の経費削減として、適正使用の意識づけを徹底し、安価な商品の提案や商品切り替えに努め、業者への価格交渉を行い、費用の節減を図る。また節電、節水を職員に周知し、光熱水費の節減に努める。定期的に消耗品費や光熱水費等の状況を職員に周知し、コスト意識の向上を図る。 イ 材料費の適正化 医薬品について、後発医薬品の積極的採用を引き続き行う。また、令和 2 年度の診療報酬改定を踏まえた価格交渉を行うとともに、ベンチマークシステムの活用により医薬品や医療材料の費用削減を図る。

【目標指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給与費比率	年度計画目標	61.4%	56.3%	55.4%
【中期計画目標】 54.2%	実績	64.8%	56.9%	58.9%

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経費比率 【中期計画目標】 14.0%	年度計画目標	16.7%	15.7%	14.6%
	実績	17.8%	14.4%	15.8%

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
時間外労働時間数 【中期計画目標】 14 時間/月	年度計画目標	16 時間 /月	16 時間/ 月	15 時間/ 月
	実績	18 時間 /月	16 時間/ 月	13 時間/ 月

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
材料費比率 【中期計画目標】 28.0%	年度計画目標	27.9%	27.9%	27.3%
	実績	29.8%	28.8%	27.2%

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
後発医薬品数量 シェア	実績	87.1%	88.7%	89.8%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 人件費・経費の適正化

(ア)

- ・引き続き、収益を考慮した適切な人員配置について検討するとともに、新たな業務に対応し、採用計画の見直しを行った。
- ・全部署に対して令和元年度比較で残業時間 1 割削減するように通知し、達成できていない部署に対してヒアリングを行うことで残業時間削減の意識付けを行い、時間外労働時間数の目標を達成することができた。
- ・給与費比率については、人件費削減に努めたものの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医業収益の減少が主要因となり目標達成には至らなかった。

(イ)

- ・消耗品の経費削減のため、中古品の在庫状況をまとめた「総務室在庫物品一覧表」を作成し、物品を新規購入するのではなく中古品を使用すること等の取組を進めた。また、例年に引き続き消耗品請求時には詳細な購入理由、用途、同等品変更への可否を記載するよう徹底を図った。
- ・令和 2 年度単価契約物品契約時において、業者との価格交渉を実施した。その結果、令和元年度との比較において、年間購入金額で約 300 万円の削減を図ることができた。
- ・節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。
- ・警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行い職員意識の普及啓発を図った。
- ・経費比率については、経費削減に努めたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受

・経費比率については、経費削減に努めたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、医業収益が減少したことが主な要因となり目標達成に至らなかった。

イ 材料費の適正化

・医薬品について、14品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を89.8%まで引き上げることができた。

・医療材料について、採用品の価格交渉及び安価な商品への切替えを実施し、費用の削減に努めた。

・全国自治体病院協議会の医薬品ベンチマークシステムに基づく価格交渉の結果、全国平均を大きく上回る成果をあげることができた。

・医薬品、医療材料の価格交渉の効果があり、材料費比率について目標値を達成することができた。

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医薬品値引率	実績	12.58%	13.04%	16.64%
全国平均	実績	11.96%	12.07%	14.97%

【評価結果】

ア 人件費・経費の適正化

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	2	3	3	
最終評価	2	3	3	
評価の判断理由				
・明確な目標設定を行い、全部署で残業時間の削減目標を達成したことは評価できる。				

イ 材料費の適正化

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	2	3	3	
最終評価	2	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

中期目標	病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。 また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。
中期計画	ア 病院だよりや広報誌「ともに」などを通じ、当院の特色ある診療内容の周知を積極的に行う。

	イ ホームページにおいて、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、受診案内や医療情報等の情報発信を行う。 ウ 市民公開講座など、直接市民への情報提供を行うことができる場を積極的に開催する。 エ 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。
年度計画	ア 病院だより、広報誌「ともに」による情報発信に加え、各診療科のパンフレットなどを作成し、医療連携を行う診療所等に設置することで、当院の特色ある診療内容の周知を積極的に行う。 イ ホームページにおいて、検査や治療の流れを確認できるような動画や資料を掲載するなどの情報発信を行い、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努める。また、ホームページの解析結果を当院職員へフィードバックし、広報に対する職員意識を高め、ホームページ内のコンテンツをより充実したものにしていく。 ウ 従来の市民公開講座や出張講座に加え、認定看護師やコメディカル等による地域の医療関係者向けのセミナーを開催する。 エ 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
病院だより発行回数	実績	4 回	4 回	4 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広報誌「ともに」発行回数	実績	2 回	2 回	1 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市民公開講座開催回数（再掲）	実績	2 回	1 回	0 回

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ホームページへのアクセス数	実績	1,694,230 件	1,680,798 件	1,488,283 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 特色ある診療内容の周知 ・病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、脂肪肝外来に係わる情報を新聞、週刊誌に掲載した。また、市報にて緩和ケアについての特集記事を掲載した。 ・令和 2 年度には新たに「脳神経内科」、「消化器内科」、「看護局」についての動画をホームページに掲載し、当院の特色ある診療内容を周知した。	

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

- ・「脳神経内科」、「消化器内科」について、それぞれ動画を作成し、検査や治療の流れを2階総合受付前サイネージ（電光掲示板）やホームページで視聴できるようにした。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する当院の取組について、パンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めた。
- ・職員に対してはホームページの検索ワードからわかるニーズと関心を職員へフィードバックするとともに、閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいようなページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市民公開講座は開催中止となったが、出張講座をWEB会議システムにて「糖尿病」をテーマとして開催した。

エ 法人の経営状況の公表

- ・法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。

【評価結果】

ア 特色ある診療内容の周知

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	4	4	3	
最終評価	4	4	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法人自己評価	4	4	3	
最終評価	4	4	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

エ 法人の経営状況の公表

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	3	3	
最終評価	3	3	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第5 その他業務運営に関する重要事項

2 環境に配慮した病院運営

中期目標	省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。
中期計画	ア 新病院においては、地下水、太陽光、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用することにより、環境負荷を抑えた病院運営を行う。 イ 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。
年度計画	ア ビルエネルギー管理システム (BEMS) によって蓄積されたデータを基にエネルギーの最適化を図り、エネルギー消費量の抑制に努める。 イ 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。

【関連指標】

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
電気使用量	実績	6,942,632 Kwh	5,657,852 Kwh	5,708,012 Kwh

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ガス使用量	実績	729,048 m ³	600,107 m ³	721,722 m ³

項目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水道使用量	実績	184,400 m ³	107,292 m ³	105,664 m ³

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

・引き続きビルエネルギー管理システム (BEMS) によって蓄積されたデータを基にエネルギーの最適化に努めたが、令和元年度と比較して使用量は電気 100.7%、ガス 120.3%、上下水道は 98.5%となった。この内ガスが 20.3%の増と変動が大きい、新型コロナウイルス感染症対策により 24 時間換気の実施などが影響し消費量が増加した。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

・節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。
・警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行い職員意識の普及啓発を図った。

【評価結果】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	
最終評価	3	4	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人自己評価	3	4	3	
最終評価	3	4	3	
評価の判断理由				
・法人自己評価のとおり。				

第 6 予算、収支計画及び資金計画

別添 財務諸表及び決算報告書を参照

第 7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 限度額 1,200 百万円	1 限度額 1,200 百万円	年度末借入金残高 なし
2 想定される短期借入金の 発生理由 (1) 賞与の支給等による一時的 な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に 伴う退職手当の支給など偶 発的な出費への対応	2 想定される短期借入金の 発生理由 (1) 賞与の支給等による一時的 な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に 伴う退職手当の支給など偶 発的な出費への対応	賞与の支給等により一時的 な資金不足の対応として、短 期借入を行ったが、年度末に は借入金残高はなかった。

第 8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	なし

第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
新病院への移転に伴い、市のまちづくりに配慮しつつ、病院跡地を譲渡し、円滑な引き渡しを行う。	新病院開院後に閉院となった旧病院跡地について、「旧病院跡地売却に係る事業者募集実施要項」に基づき、売却に必要な手続を進める。	事業者公募を実施したが、第一次審査を通過した全ての事業者から応募辞退の届出が提出され、公募が不成立となった。

第10 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実に充てる。	令和2年度決算において剰余金は発生しなかった。

第11 吹田市地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

中期計画			年度計画			実績		
施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	決算額	財源
新病院施設整備	9,375	吹田市長期借入金等	医療機器等整備	100	自己資金等	医療機器等整備	153	自己資金等
医療機器等整備	5,293	吹田市長期借入金等						

報告第 28 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院第 2 期中期目標期間の業務実績に
関する見込み評価結果の報告について

地方独立行政法人市立吹田市民病院第 2 期中期目標期間の業務実績に関する見込み評価結果の報告について、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により報告します。

令和 3 年 11 月 24 日

吹田市長 後 藤 圭 二

地方独立行政法人市立吹田市民病院
第2期中期目標期間の業務実績に関する
見込み評価結果報告書

令和3年10月
吹田市

【目 次】

はじめに	……1
第1項 全体評価	……2
第2項 大項目評価	……4
（Ⅰ）第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
（ⅰ）見込評価結果	……5
（ⅱ）判断理由	……5
（ⅲ）項目別評価の集計結果	……6
（Ⅱ）第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
（ⅰ）見込評価結果	……9
（ⅱ）判断理由	……9
（ⅲ）項目別評価の集計結果	……9
（Ⅲ）第4 財務内容の改善に関する事項	
（ⅰ）見込評価結果	……10
（ⅱ）判断理由	……10
（ⅲ）項目別評価の集計結果	……10
（Ⅳ）第5 その他業務運営に関する重要事項	
（ⅰ）見込評価結果	……11
（ⅱ）判断理由	……11
（ⅲ）項目別評価の集計結果	……11
第3項 小項目評価	
（Ⅰ）第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	……12
2 市立病院として担うべき医療	
2－（1） 総論	……13
2－（2） 救急医療	
ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	……14
イ 初期救急医療における機能分担	……15
2－（3） 小児医療・周産期医療	
ア 小児医療	……16
イ 周産期医療	……17
2－（4） 災害医療	
ア 市の災害医療センターとしての役割	……18
イ 市及び地域の医療機関との連携体制	……19
2－（5） がん医療	
ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備	……20
イ がん予防の取組	……21

2 - (6)	リハビリテーション医療	
ア	回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援	22
イ	高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応	23
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供	
3 - (1)	安心安全な医療の提供	
ア	高齢者の増加に伴う疾患の増加への対応	24
イ	医療安全対策の徹底	25
3 - (2)	チーム医療の充実	
ア	チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供	26
イ	チーム医療の質の向上	27
3 - (3)	コンプライアンスの徹底	
ア	内部統制体制の整備	28
イ	職員の意識向上	29
3 - (4)	患者サービスの向上	
ア	患者の視点に立ったサービスの提供	30
イ	患者に寄り添ったサービスの提供	31
ウ	院内ボランティア活動への支援	32
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	
4 - (1)	地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携	
ア	紹介・逆紹介の徹底	33
イ	かかりつけ医定着に関する啓発	34
4 - (2)	在宅医療の充実に向けた支援	
ア	退院支援	35
イ	在宅療養者の急変時の受け入れ	36
ウ	地域医療ネットワークの連携強化	37
5	健都における総合病院としての役割	
5 - (1)	国立循環器病研究センターとの機能分担・連携	
ア	診療における連携	38
イ	その他の連携	39
ウ	連携体制の周知	40
5 - (2)	他の健都内事業者との連携	40
5 - (3)	予防医療に関する取組	
ア	各種健（検）診の実施	41
イ	人間ドックの実施	42
ウ	予防接種の実施	42
エ	疾病予防に関する講演会等の開催	43
6	地域医療への貢献	
6 - (1)	地域の医療従事者の支援	
ア	地域の診療所等への支援	44
イ	地域の医療水準の向上	45

6 - (2) 福祉保健施策への協力・連携	
ア 障がい者（児）歯科診療の実施	……46
イ 小児科診療における協力・連携	……46
(Ⅱ) 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底	
ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組	……47
イ 目標管理の徹底	……48
ウ 経営改善に向けた取組	……49
2 働きやすい職場環境の整備	
2 - (1) 医療職の人材確保・養成	
ア 働きやすい職場環境づくり	……50
イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実	……51
2 - (2) 人事給与制度	
ア 職員給与の設定・運用	……52
イ 人事評価制度の運用	……53
(Ⅲ) 第4 財務内容の改善に関する事項	
1 経営基盤の確立	……54
2 収入の確保と費用の節減	
2 - (1) 収益の確保	
ア 収益の確保	……55
イ 未収金の発生予防・早期回収	……56
2 - (2) 費用の節減	
ア 人件費・経費の適正化	……57
イ 材料費の適正化	……58
(Ⅳ) 第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 情報の提供	
ア 特色ある診療内容の周知	……59
イ 市民や患者に対する啓発・情報発信	……60
ウ 市民公開講座等の積極的な開催	……61
エ 法人の経営状況の公表	……62
2 環境に配慮した病院運営	
ア 環境負荷の低減・エネルギー消費量の抑制	……63
イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発	……64

はじめに

地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の中期目標期間（平成30年4月1日から令和4年3月31日まで）の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績について、総合的に評価を実施した。

評価に際しては、同法28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会の意見を踏まえ、評価を行った。

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会 委員名簿（令和3年7月1日現在）

	氏 名	団体及び役職等
委員長	高 杉 豊	大阪府保健医療財団 理事長
	御 前 治	吹田市医師会 会長
	飯 原 弘 二	国立循環器病研究センター 病院長
	土 岐 祐一郎	大阪大学医学部附属病院 病院長
	村 尾 孝 之	吹田市商工会議所 常議員
職務代理	足 立 泰 美	甲南大学 経済学部 教授
	清 水 和 也	日本公認会計士協会近畿会

第1項 全体評価

中期目標期間の全体評価の結果は、

『全体として中期目標を概ね達成すると見込まれる。』である。

【判断理由】

第2期中期目標期間は、平成30年度から令和3年度までの4年間である。中期目標を評価するにあたり、次項以降に後述する中期計画の達成度合いの評価を踏まえて、令和2年度までの3年間の業務実績の見込評価について、以下のとおり判断した。

第2「市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」について
大きな評価のポイントとなるのは次の6点である。

- ① 救急医療については、専用病床を確保し、他の医療機関との機能分担の下24時間365日の受入れを実施しているが、各年度を通して受入率が低い状況にあり、中期計画に掲げた目標値を達成できていないことから、専用病床の稼働もこれからという状況が見て取れる。
- ② 災害医療については、平成30年度に発生した大阪府北部地震で市域医療機関の中心的役割として、透析を要する患者の受入れとともに他の医療機関への紹介を実施するなど、有事の体制を取ることができている。
また、令和元年度から令和2年度にかけて新型コロナウイルス感染症が流行する中で、パンデミックに対応した医療体制をとり、専用病棟を設置して積極的に患者を受け入れながら、保健所及び市域の医療機関と連携して対応に当たっており、高く評価できる。
- ③ がん医療については、放射線治療専門医の設置や患者数・治療数とも中期計画に掲げた目標値を達成できた。一方で、中期目標に掲げたがん診療連携パスの推進については、各年度とも目標を達成できておらず、今後の課題といえる。
- ④ リハビリテーション医療については、平成30年度に回復期リハビリテーション病棟を開設し、令和元年度・令和2年度で新しい施設基準を取得したことが評価できる。しかしながら、回復期リハビリテーション病棟の利用率は低い状況にあるため、施設基準に見合ったより積極的な病棟利用が求められる。
- ⑤ コンプライアンスの徹底については、令和元年度に職員が処分を受ける事案が複数件あったこと、受診者の個人情報を誤ってホームページ上に掲載したことは到底看過できない事由であり、厳しい評価をせざるを得ない。他方、個人情報の管理要領の見直しやe-ラーニングを含む研修など再発防止に積極的に取り組んでいることは評価できる。
- ⑥ 地域の医療機関との連携については、開業医を直接訪問するなどして、新型コロナウイルス感染症の影響下においても事業の拡充・推進を実現し、紹介数及び逆紹介数の増加につなげている。その結果、かかりつけ医等を支援し、地域医療の確保を図る病院に位置づけられる「地域医療支援病院」の要件を満たし、令和2年度に承認されている。
また、国立循環器病研究センターとの連携では、協議を続けてお互いに照会ができる体制を整えたことも、地域の医療機関との連携・機能分担の面で評価できる。

第3「業務運営の改善及び効率化に関する事項」について

大きな評価のポイントとなるのは次の2点である。

- ① 経営改善に向けた取組については、計画の進捗や経営の状況を全職員が確認できるようにしており、会計研修や経営意識の醸成など、市民病院で働く全職員が目標達成及び経営改善に向けて動けるように周知を積極的に行った。
- ② 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実については、資格取得や研修参加を支援し、研修医に対しては指導医がフィードバックを行える体制を作り、研修医部署を設置することで研修しやすい環境を整えた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度現在、試行には至っていないが、検討部会を立ち上げて新たな人事評価制度の構築を進めた。

第4「財務内容の改善に関する事項」について

大きな評価のポイントとなるのは次の2点である。

- ① 収益の確保については、平成30年度は移転に伴って低い評価となっているが、結果としては全ての年度で1日あたり患者数の数値目標を達成できなかった。他方、診療単価は改定に迅速に対応し、さらに新たな施設基準の取得を行ったことで年度ごとに増額となり、目標を大幅に超えたことは評価できる。
- ② 費用の節減については、人件費面で影響する時間外労働時間の減少に取り組んできた。一方で、移転や新型コロナウイルス感染症の影響もあるかもしれないが、消耗品の過剰発注の抑制やコスト削減の取組を実施しているものの、経費・人件費とも中期計画に掲げた目標値を下回ることができなかったため、費用の適正化は今後も課題となる。

第5「その他業務運営に関する重要事項」について

大きな評価のポイントは次のとおりである。

市民や患者に対する啓発・情報発信については、関連指標となるホームページの閲覧数が高い点を評価することができる。しかしながら、令和2年度は閲覧数が高いながらも大きく落ち込んでいるのは懸念材料と言える。

ホームページ以外にも、広報誌の発行や市民講座の開催など、新型コロナウイルス感染症の影響があって困難なものもあったが、概ね市民への啓発を欠くことなく行っている点は評価できる。

第2項 大項目別評価

【評価基準】

- S……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。
 （全ての小項目が 3～5 かつ市長が特に認める場合）
- A……年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。
 （全ての小項目が 3～5）
- B……年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。
 （3～5 の小項目の割合が概ね9割以上）
- C……年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。
 （3～5 の小項目の割合が概ね9割未満）
- D……年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。（市長が特に認める場合）

【評価結果一覧】

大項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	見込 評価 結果	評価 結果
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B	—	B	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	A	A	—	A	
第4 財務内容の改善に関する事項	C	A	A	—	A	
第5 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	—	A	

※大項目の第1は「年度計画の期間」に関する項目であり、評価対象でないため、上記の大項目評価一覧には記載していません。

(I) 第2

(i) 評価結果

B 年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度から令和2年度までともに「B年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。」という結果だった。また、小項目評価における評価3以上の割合は、平成30年度は95.2%、令和元年度は90.2%、令和2年度は95.0%だったことから、市立吹田市民病院が果たすべき役割として概ね取組が行われたことがわかる。

しかし、重点項目である救急医療においては、目標指標の「時間外救急車搬送受入率」及び「救急車搬送受入件数」が中期計画目標値を下回り、各年度の評価も低評価となっている。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて列挙したとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「B 年度計画を実施し、中期計画の実現に向けて概ね計画どおり進んでいる。」とする。

(iii) 項目別評価の集計結果

【評価基準】

5……年度計画を大幅に上回って実施している。

4……年度計画を上回って実施している。

3……年度計画を順調に実施している。

2……年度計画を十分に実施できていない。

1……年度計画を大幅に下回っている。

丸囲み数字は、当該年度において重点項目と位置付けられていた事項。

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

【評価結果一覧】

		小項目評価				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	見込 評価
1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割		—	—	—	—	—
2 市立病院として担うべき医療	(1) 総論	③	③	③	—	3
	(2) 救急医療 ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保	②	②	②	—	2
	イ 初期救急医療における機能分担・連携	3	3	3	—	3
	(3) 小児医療、周産期医療 ア 小児医療	3	3	3	—	3
	イ 周産期医療	3	3	3	—	3
	(4) 災害医療 ア 市の災害医療センターとしての役割	3	3	3	—	3
	イ 市及び地域の医療機関との連携体制	3	3	4	—	4
	(5) がん医療 ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備	3	4	3	—	3
	イ がん予防医療の取組	3	3	3	—	3
	(6) リハビリテーション医療 ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援	③	3	3	—	3
	イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応	③	3	3	—	3

		小項目評価				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	見込 評価
3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供	(1) 安心安全な医療の提供 ア 医療の安全管理体制の確保	3	3	3	—	3
	イ 医療安全対策の徹底	3	3	3	—	3
	(2) チーム医療の充実 ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供	3	3	3	—	3
	イ チーム医療の質の向上	3	3	3	—	3
	(3) コンプライアンスの徹底 ア 内部統制体制の整備	3	2	3	—	3
	イ 職員の意識向上	3	2	3	—	3
	(4) 患者サービスの向上 ア 患者の視点に立ったサービスの提供	3	3	3	—	3
	イ 患者に寄り添ったサービスの提供	3	3	3	—	3
	ウ 院内ボランティア活動への支援	3	3	3	—	3
4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携 ア 紹介・逆紹介の徹底	③	④	③	—	3
	イ かかりつけ医定着に関する啓発	3	3	3	—	3
	(2) 在宅医療の充実に向けた支援 ア 退院支援	3	3	3	—	3
	イ 在宅療養者の急変時の受入れ	3	3	3	—	3
	ウ 地域医療ネットワークの連携強化	3	3	3	—	3

		小項目評価				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	見込 評価
5 健都における 総合病院とし ての役割	(1) 国立循環器病研究センターとの 機能分担・連携 ア 診療における連携	③	4	4	—	4
	イ その他の連携	3	3	3	—	3
	ウ 連携体制の周知	3	3	3	—	3
	(2) 他の健都内事業者等との連携	3	3	3	—	3
	(3) 予防医療に関する取組 ア 各種検（健）診の実施	3	3	3	—	3
	イ 人間ドッグの実施	3	4	3	—	3
	ウ 予防接種の実施	3	3	3	—	3
	エ 疾病予防に関する講演会等の開 催	3	3	3	—	3
6 地域医療への 貢献	(1) 地域医療従事者への支援 ア 地域の診療所等への支援	3	3	3	—	3
	イ 地域の医療水準の向上	3	3	3	—	3
	(2) 福祉保健施策への協力・連携 ア 障がい者（児）歯科診療の実施	3	3	3	—	3
	イ 小児科診療における協力・連携	3	3	3	—	3
大項目評価		B	B	B	—	B

(Ⅱ) 第3

(i) 評価結果

A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度から令和2年度までともに「A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画通りに進んでいる」という結果だった。

また、小項目評価における評価3以上の割合は、平成30年度から令和2年度までともに100%だったことから、業務改善の取組が欠かさず行われたことがわかる。

特に人事給与制度においては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療がひっ迫した状況もあり、運用までは困難であったが、職員の意欲向上につながるような人事評価制度の導入に向け、業者選定や職種ごとの検討部会の立ち上げなど、取組を前進させている。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて列挙したとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「A 年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」とする。

(iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	見込 評価
1 PDCAサイ クルによ る目標管 理の徹底	ア 重点方針の共有及び目標 達成に向けた取組	3	3	3	—	3
	イ 目標管理の徹底	3	3	3	—	3
	ウ 経営改善に向けた取組	3	3	③	—	3
2 働きやすい 職場環境 の整備	(1) 医療職の人材確保・養成 ア 働きやすい職場環境づくり	3	3	3	—	3
	イ 医療従事者の質の向上と 研修・指導体制の充実	3	3	③	—	3
	(2) 人事給与制度 ア 職員給与の設定・運用	3	3	3	—	3
	イ 人事評価制度の運用	3	3	③	—	3
大項目評価		A	A	A	—	A

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

(Ⅲ) 第4

(i) 評価結果

A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度は「C 年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている」で、令和元年度と令和2年度はともに「A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画通りに進んでいる」という結果だった。

また、小項目評価における評価3以上の割合は、平成30年度は16.7%で、令和元年度と令和2年度はともに100%だったことから、収支の改善に対する取組が行われたことがわかる。

平成30年度は病院の移転の時期だったこともあり、収益の確保や費用の節減は難しいところがあったが、令和元年度以降は安定した収支を実現し、指標となる経常収支比率及び医業収支比率が、令和2年度に中期目標数値を超えた。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて列挙したとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる」とする。

(iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価				
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	見込 評価
1 経営基盤の確立		②	③	③	—	3
2 収益の確保 と費用の節 減	(1) 収益の確保 ア 収益の確保	②	③	④	—	3
	イ 未収金の発生予防・早期回収	3	3	3	—	3
	(2) 費用の節減 ア 人件費・経費の適正化	2	3	③	—	3
	イ 材料費の適正化	2	3	3	—	3
大項目評価		C	A	A	—	A

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

(Ⅳ) 第5

(i) 評価結果

A 年度計画を達成し、中期計画の目標に向けて計画どおりに進んでいる

(ii) 判断理由

中期目標期間中の各年度の評価は、平成30年度から令和2年度までともに、「A年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画通り進んでいる」という結果だった。

また、小項目評価における評価3以上の割合も平成30年度から令和2年度までともに100%だったことから、全ての取組が評価基準を満たして行われたことがわかる。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあって広報誌の発行回数やホームページのアクセス数が前年度を下回る結果となったが、Webシステムを用いた出張講座や、職員の検索しやすいホームページ作成意識の醸成など、より良い情報発信の方法を模索し、実施できていた。その他評価の詳細は、前項の全体評価にて挙げたとおりである。

これらを総合的に評価した結果、「A 年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画通り進んでいる」とする。

(iii) 小項目評価の集計結果

	小項目評価				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	見込 評価
1 情報の提供 ア 特色ある診療内容の周知	③	③	③	—	3
イ 市民や患者に対する啓発・情報発信	④	④	③	—	4
ウ 市民公開講座等の積極的な開催	④	④	3	—	4
エ 法人の経営状況の公表	3	3	3	—	3
2 環境に配慮した病院運営 ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制	3	3	3	—	3
イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発	3	3	3	—	3
大項目評価	A	A	A	—	A

※法人の業務実績については、次項の項目別評価にて後述する。

3 項目別評価

(I) 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	終了時見込
小項目 評価結果	—	—	—	—	—

中期目標

高齢化の進展などの多様な医療需要に対応し、患者の状態像に応じて必要な医療が提供できるよう、公・民の適切な役割の下、病院間の機能分担・連携を推進すること。
これにあたっては、大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会などでの協議の内容を踏まえて、将来の豊能医療圏の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所等では対応できない入院・手術を中心とした医療を提供するとともに、総合病院として急性期医療の提供を行うことにより、より多様な医療需要に対応した。また、大阪府地域医療構想において不足している回復期病床については、現病院への移転に伴い、一般病床の一部を回復期リハビリテーション病床（45床）に転換しており、引き続き急性期から回復期までの患者の状態像に応じた手厚いリハビリテーションを行った。
- ・在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行った。また、在宅療養者の病状が急変した際の受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携の強化を図った。

2 市立病院として担うべき医療

2－(1) 総論

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

市立病院として、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、コロナ禍においても可能な範囲で内視鏡センターを活用し、がん疾患のほか呼吸器疾患についても質の高い治療を行うことができた。整形外科系疾患においては、リハビリテーション科で効果的なリハビリテーションを行った。
- ・大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。在宅医療については、在宅療養者の病状が急変した際には、地域のかかりつけ医と患者支援センターの病床管理担当の看護師が連携して円滑な受入れを行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、感染流行早期の時点から帰国者・接触者外来を設置するとともに年度を通して専用病棟を設け、入院患者の受入れを行うなど、市立病院として役割を果たした。
- ・地域医療支援病院については、コロナ禍にあっても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を密にとり、紹介率の向上に努めた。また、逆紹介においては長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努めたことで承認要件を満たし、承認された。

2－（２） 救急医療

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	2	2	2	—	2

中期目標

大阪府が認定する二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日の受入れが行えるよう、円滑な救急応需体制を確保すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、24時間365日体制の救急医療の提供を確保し、引き続き地域における救急医療の中心的役割を果たせるよう努めた。

- ・受入れできなかった症例は担当副院長へ報告し、救急部運営委員会において原因の検討を行ない、救急患者を断らないよう努めた。

- ・新型コロナウイルス感染症が広がる状況の中、適切なゾーニングや感染管理体制の整備を行ったことにより新型コロナウイルス感染症患者やその疑い患者の診療対応と並行して24時間365日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。（R2）

（イ）二次救急患者の受入れを目的とした救急専用病床（8床）について、処置後の救急患者を救急専用病床から一般病床に円滑に移せるように、日々のベッドコントロールにより救急患者の受入れを行える体制を確保した。

（ウ）時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。

- ・救急科を新病院から新たに設置することにより初期診療体制を整え、依頼から受入れまでスムーズな運用を構築した。（H30）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
時間外救急車搬送 受入率	90.0%	83.4%	77.5%	68.8%	—
救急搬送受入件数	4,320 件	3,620 件	3,854 件	2,917 件	—
（時間内）	1,440 件	1,216 件	1,376 件	1,138 件	—
（時間外）	2,880 件	2,404 件	2,478 件	1,779 件	—
救急専用病床稼働率	90.0%	—	43.0%	29.0%	—

イ 初期救急医療における機能分担

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。
また、市民への啓発等によりかかりつけ医定着の促進を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

・地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや
広報誌、患者への啓発用チラシの配布等、初期救急医療において地域の医療機関との
機能分担を図った。

2－（3）小児医療・周産期医療

ア 小児医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

・二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域こども急病センターの後送病院として週 4 回の二次救急輪番を努めるとともに、高い救急搬送応需率を維持し、地域に必要とされる役割を果たした。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
小児科患者数（入院）	6,842 人	7,767 人	4,345 人	—
小児科患者数（外来）	12,835 人	11,606 人	9,164 人	—
小児救急搬送患者数	623 人	625 人	273 人	—
うち小児救急入院患者数	517 人	548 人	188 人	—

イ 周産期医療

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急搬送の受入体制を確保するとともに、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なLDR（特別室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来るマザークラス（母親教室）や、助産師外来、ははとこ健診、また、新たにアロマセラピーを導入し、妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供した。
- ・糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。
- ・分娩においてハイリスクを有する妊婦については、検診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
分娩件数	143 件	309 件	293 件	—

2－（４）災害医療

ア 市の災害医療センターとしての役割

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

（ア）平成 30 年 6 月に大阪府北部地震が発生した際に、災害対策本部を速やかに設置し、院内の状況把握と情報共有を行うなど、昨年までの災害対策訓練を生かし、大きな混乱が生じることなく外来診療等について対応することができた。（H30）

- ・移転後初となる災害を想定した実地訓練として、10 月に防火訓練、2 月に大規模災害訓練を実施した。また、9 月に吹田市地域防災総合訓練、12 月に豊能地区医療圏の合同訓練に参加した。（R1）

- ・災害を想定した実地訓練として、10 月に防火訓練を実施した。大規模災害訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により、実地訓練を縮小して災害時の指揮・統制、情報伝達の訓練と災害対策本部の設営訓練を実施した。院外での訓練、研修参加については、2 月に ZOOM によるオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修に参加した。

- ・災害対策委員会において、災害発生時の初動対応の迅速化、新型コロナウイルス感染症疑いのある被災者の動線やトリアージなどを協議した。（R2）

（イ）令和元年度に実施した防火訓練、巨大地震を想定した大規模災害訓練結果に基づき、災害対策委員会にて防災マニュアルを改訂した。

- ・防災マニュアルの改訂に併せて、部署別行動計画の追加などを内容とする事業継続計画（BCP）の改訂を行った。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
災害訓練回数	0 回	2 回	2 回	—
災害訓練参加人数	0 人	173 人	122 人	—
災害医療院外研修参加回数	2 回	2 回	1 回	—

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	4	—	4

中期目標

災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、地域の医療機関と連携を取り、透析が必要な患者の受入れを迅速に行った。また、他病院への患者の紹介も実施した。

（H30）

・吹田市地域防災計画に規定された当院の主な役割として、情報伝達、患者の受入れ等を取り入れた大規模災害訓練を行った。また、9 月の吹田市地域防災総合訓練に参加し、救護所派遣の訓練を行った。その他、豊能地区医療圏の合同訓練に参加することで、広域的な情報収集をすることができた。（R1）

・新型コロナウイルス感染症の影響により、2 月に ZOOM によるオンラインで行われた豊能二次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修で EMIS（大阪府救急・災害医療情報システム）の情報伝達、新型コロナウイルス感染症対策下における被災者のトリアージの机上訓練に参加し、災害時における連携体制を確認した。（R2）

（イ）新病院において、新型インフルエンザ等のパンデミック時に院内を経由せずに院外から受診対応できるように施設の整備を行った。（H30）

・新型コロナウイルス感染症に関して、発生早期から大阪府及び吹田保健所と連携・協力し、対応した。（R1）

・新型コロナウイルス感染症への対応として、市及び関係機関と連携・協力し、感染流行早期の時点から帰国者・接触者外来を設置するとともに年度を通して専用病棟を設け、入院患者の受入れを行うなど、市立病院として役割を果たした。（R2）

2－（５）がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	4	3	—	3

中期目標

大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- （ア）医師、看護師、作業療法士等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療の推進を図った。また、緩和ケアチームによる介入を行い、精神面等のフォローも積極的に行った。
- ・がん診療地域連携パスについては、胃 ESD パスを新規に運用するなど、積極的な運用を行うように努めた。
- （イ）新病院移転により 80 列と 320 列の C T、1.5 テスラの M R I 2 台を導入し、より治療の質及び精度を高めることが可能となった。（H30）
- ・令和元年度から常勤放射線治療専門医を配置したことにより、医療機器を有効活用し、放射線治療の質の向上につなげた。（R1）
 - ・放射線治療における機器の精度管理を専従とする診療放射線技師の配置により、質の高い放射線治療を効率的に患者へ提供できるよう体制強化を図った。（R2）
- （ウ）がんのリハビリテーションの推進を図るとともに緩和ケアチームで引き続き患者の状況に応じた介入を図ることで緩和ケアの充実を図った。
- ・がん相談支援センターの案内ポスターを院内掲示し、ホームページでも周知するとともに、医師、看護師等からがん相談の案内を引き続き行った

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
がん入院患者件数	2,120 件	2,041 件	2,236 件	2,487 件	—
外来化学療法件数	2,650 件	2,635 件	3,135 件	3,322 件	—
放射線治療件数	3,800 件	531 件	5,578 件	4,978 件	—
がん手術件数	700 件	635 件	851 件	813 件	—
がん診療地域連携 パス実施件数	40 件	3 件	25 件	18 件	—

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
がん患者リハビリテーション単位数（※）	3,679	1,066	2,294	—
がん相談件数	155 件	584 件	772 件	—
緩和ケアチーム介入件数	158 件	175 件	147 件	—

イ がん予防の取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

（ア）市が実施する各種がん検診に協力した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により 3 月は検診ができなかったが前年度実績を上回った。（R1） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により 5 月以降のがん検診の実施が難しく、実施件数は減少となった。（R2） （イ）病院だより、平成 30 年 9 月 1 日開催の市民公開講座（乳がんの基礎知識から予防、治療）の内容を掲載した。（H30） ・病院だより（No. 73）にて、府内医療機関のがん疾患の情報を掲載したホームページ「がん情報提供コーナー」の紹介などを行った。（R1） ・広報誌「ともに」（No. 10）にて、消化器外科を特集し、消化器のがん情報およびがん検診の啓発などを行うとともにホームページ上で閲覧できるようにした。また、市報すいた（令和 3 年 2 月号）にて、当院のがん治療における緩和ケアについて掲載を行った。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
がん検診受診者数	2,942 人	3,273 人	1,403 人	—

2-（6）リハビリテーション医療

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

新病院における回復期リハビリテーション病棟の設置により、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、在宅復帰を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・急性期患者については、引き続き廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施し、早期リハビリテーション単位数の増加につながった。回復期患者には、退院後の実生活での動作を想定したリハビリテーションを取り入れることで、自立度及び日常生活機能を改善した状態での在宅復帰に結びつけた。
- ・専任のリハビリテーション科医師を配置し、移転と同時に回復期リハビリテーション病棟を開設した。（H30）
- ・届出要件である新規重症入院患者に対する退院時の改善割合を充足したことにより、回復期リハビリテーション病棟入院料3を取得した。（R1）
- ・回復期リハビリテーション病床においては、365日のリハビリテーションを開始したことにより、5月に回復期リハビリテーション病棟入院料1を取得した。また、セラピスト5名を増員するとともに9月より新たな専任医師を配置したことでリハビリテーション実施体制の強化を図った。（R2）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
回復期リハビリテーション病棟 病床利用率	95.0%	35.0%	73.3%	75.1%	—
回復期リハビリテーション病棟 在宅復帰率	80.0%	88.9%	86.9%	86.7%	—

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
早期リハビリテーション単位数	30,052	41,938	54,646	—
がん患者リハビリテーション単位数（再掲）	3,679	1,066	2,294	—
呼吸器リハビリテーション単位数	6,215	2,515	2,515	—
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	17,497	57,011	75,509	—
運動器リハビリテーション単位数	43,147	43,077	50,056	—

イ 高齢化の増加に伴う疾患の増加への対応

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

新病院における回復期リハビリテーション病棟の設置により、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたりハビリテーションを手厚く行い、在宅復帰を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・がん患者や呼吸器疾患患者について、早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なリハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。
--

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

3－（１） 安心安全な医療の提供

ア 医療の安全管理体制の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

（ア）インシデント、アクシデントの事案報告等、発生要因、再発防止策を検討する医療安全管理委員会を毎月開催し、再発防止策を検討し、部長会を通じて職員へ周知を行い、アクシデント件数の減少に努めた。

- ・全インシデントの内、薬剤に関する案件が一番多く占めていたことから、発生のリスクを低減する対策として、新病院でのシステム更新に伴い、注射認証システム、持参薬システム等の導入や、多職種で立案した業務改善計画に基づく対策（配薬カートの導入、患者支援センターでの薬剤師による入院前支援）を実施することによりアクシデント予防に取り組んだ。（H30）

- ・組織全体で再発防止に繋げるよう、院内情報システムを活用したレポーティングシステムを導入した。（R1）

- ・アクシデント案件減少に向け、アレルギー薬剤投与に関するチェック機能のシステム更新を行った。（R2）

（イ）抗菌薬の適正使用支援の推進を目的として、抗菌薬適正使用支援チームを設置し、対象患者を週 1 回モニタリングし、状況把握や治療の評価を行い担当医師へフィードバックするなど、適正使用の支援を行った。

- ・麻疹が確認されたため、院内感染対策委員会において速やかに感染のおそれがある接触者をリストアップし、初期症状が確認された場合の対応を伝え、感染拡大防止に必要な対策を講じた。（H30）

- ・抗菌薬適正使用支援チームにてラウンドを行い、患者ごとに抗菌薬が適正に使用されているか状況の把握をした。（R1）

- ・毎週 ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを行い、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価し、結果のフィードバックを行った。また、発熱外来でのトリアージ等、様々な新型コロナウイルス感染症対策を行い、院内感染の防止に努めた。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
医療安全管理委員会開催数	12 回	12 回	12 回	—

イ 医療安全対策の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、院内感染防止の取組を実施すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）病院機能評価において、医療安全対策は概ね適切と評価されたところであるが、病棟薬剤師の配薬に関する積極的な介入に関する指摘については、配薬前に看護師だけでなく薬剤師が監査を実施するよう改善を行った。（H30）

・病院機能評価の結果・所見を踏まえ、患者の安全確保に向けたマニュアルを適宜見直し、情報を共有できるよう周知した。また、その内容を病院機能評価の期中確認において報告した。（R1）

病院機能評価の中間報告に対するサーベイヤー（評価調査者）からの意見を受け、院内で発生したインシデント・アクシデントに関し、医療事故防止対策委員会で再発防止のための検討を行い、必要に応じて、改善のための周知を行った。（R2）

（イ）医療の安全管理研修として、全職員を対象に実施するとともに職種別にも実施した。院外においても、医療安全部の職員をはじめ、研修に参加した。院内感染防止対策についても、全職員を対象にした研修と職種別の研修を実施した。

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修参加回数は減少したが、WEB 配信による研修を積極的に受講し、医療安全の意識向上に努めた。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
医療安全関係院外研修参加件数	16 件	20 件	9 件	—

3－（２） チーム医療の充実

ア チーム医療の仕組みを活用した室の高い診療・ケアの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・多職種により構成された様々なチームが連携・協働し、それぞれの専門スキルを活用して診療・ケアにあたり、患者の療養生活のサポートを行った。
- ・認知症ケアチームにおいては、認定看護師が積極的に介入できる体制を図ることで件数の増加につなげた。
- ・医師や看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士・社会福祉士が胃ろう（PEG）の適応を考えるチーム（通称 JIP）で、胃ろうを造るべきかを個々の症例ごとに、退院後の生活状況などを含め総合的に検討し、患者や家族に胃ろうの選択を考える際の支援となる活動を行った。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
認知症ケアチーム介入件数	381 件	295 件	425 件	—
栄養サポートチーム介入件数	1,015 件	1,266 件	1,127 件	—

イ チーム医療の質の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・関係職員によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。
- ・認知症ケアチームは、各病棟へのラウンドを行い、該当患者の担当看護師と共に認知症状の悪化の予防や、治療・リハビリテーションが円滑に受けられるようカンファレンスを実施した。
- ・栄養サポートチーム（NST）においては、各病棟へのラウンドを行い、個々の症例に関して最適な栄養療法についての検討を行った。

3－（3） コンプライアンスの徹底

ア 内部統制体制の整備

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	2	3	—	3

中期目標

医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・地方独立行政法人法の改正に伴い、業務方法書を改正し内部統制体制に関する基本方針やその推進に関する事項、リスク評価への対応等を定めることにより、体制の整備を図った。（H30）
- ・コンプライアンス委員会でリスク評価への対応方針の決定し、各職員が業務におけるリスクを洗い出し、業務改善に取り組むことで業務の適正化に係る意識の向上を図った。また、令和元年度に新たに契約した市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。（R1）
- ・令和元年度に確認したリスクへの適切な対応を行うために各職員が業務におけるリスクを再確認し、適宜業務の見直しを行った。また、会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。（R2）

イ 職員の意識向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	2	3	—	3

中期目標

全ての職員が個人情報保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・個人情報保護研修「医療機関における個人情報保護対策」を開催し、医師、看護師、コメディカル、事務職など計 261 名が参加した。
- ・個人情報保護推進委員会において、「患者情報の保存・利用に関する要領」を見直し、患者情報利用における病院管理 USB メモリ使用を規定し、情報漏えい防止対策を行った。(H30)
- ・令和元年 8 月に個人情報流出事案が発生した事実を踏まえ、個人情報に対するこれまで以上の意識向上のため、e-ラーニングによる「個人情報・プライバシー」の研修、院内情報システムによる個人情報に関する自己点検及び各部署において個人情報リスク点検を行い、リスクの洗い出しと対策の検討を行った。また、「個人情報の漏えい防止」の研修を 2 回行い、当日参加できなかった者には、院内情報システムで録画視聴できるようにし、今後同様の事案を起こさないよう、意識向上に努めた。(R1)
- ・e-ラーニングによる「個人情報・プライバシー」の研修、院内情報システムによる個人情報に関する自己点検を行った。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により例年行っていた集合研修を中止したが、院内情報システムに研修動画をアップし、個人情報保護に対する意識向上に努めた。(R2)

3－（４） 患者サービスの向上

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性（院内清掃等）向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

（ア）声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。また、患者満足度を把握するための退院患者アンケートについても継続して実施した。

（イ）接遇向上研修を引き続き実施し、患者対応において常に親切・丁寧な説明を心がけ、患者サービスの向上に努めた。

（ウ）患者利便施設の事業者に寄せられた意見について、担当責任者に伝え改善を要望し、利便性の向上に努めた。

- ・新病院では、ATM やコピー機等のサービスが提供可能な売店、カフェ、自動販売機、レストランを整備し療養環境の向上に努めた。
- ・待ち時間を快適に過ごせるよう、各科の診察状況が表示される外来案内表示モニターを外来診察室前以外に 7 台、レストランに 2 台設置した。（H30）

（エ）全職員が閲覧できる共有端末で月毎の患者の待ち時間を周知し、待ち時間短縮の意識付けを行った。また、積極的に逆紹介を推進するとともにかかりつけ医からの紹介患者についてはあらかじめ予約を取ってもらうことを推進することで待ち時間の短縮に努めた。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
声の箱投書件数	330 件	332 件	84 件	—
患者満足度調査結果	—	—	—	—

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民との信頼関係を築き、患者に選ばれる病院を目指すこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、わかりやすく丁寧な説明を実施した。
- ・他院へのセカンド・オピニオンについては、インフォームド・コンセントの際や院内掲示により案内を行い、患者の希望の際には速やかに対応した。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
セカンド・オピニオン対応件数	2 件	9 件	3 件	—

ウ 院内ボランティア活動への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・新病院では、ボランティア活動支援及び作業スペースとしてボランティア控室を 1 階に整備した。
- ・病院負担でボランティア保険に加入し、安心して活動が行える環境を整備した。(H30)
- ・病院が引き続きボランティア保険に加入し、安心して活動が行える環境を維持した。また、令和元年 11 月から新たに 1 団体のボランティアを受け入れた。(R1)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れについては新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施した。(R2)

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
ボランティア登録人数	57 人	59 人	60 人	—

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

4-（1）地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 紹介・逆紹介の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	4	3	—	3

中期目標

患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、地域の医療機関との紹介・逆紹介を徹底すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）新病院において、紹介患者がスムーズに受付できるように紹介状窓口を1ブースから3ブースに拡充した。

- 急性期を脱した患者については、各診療科と患者支援センターが連携し、早期に逆紹介できるように行った。また、かかりつけ医リーフレット等も活用して逆紹介を推進した。（H30）

- 紹介患者がスムーズに受診できるように、紹介状受付の待ち時間短縮を目的として受入手順の見直しを行った。また、部長級以上の医師が積極的に地域の医療機関訪問を行った。（R1）

- 放射線検査の紹介患者がスムーズに受診できるよう、受付時の紹介状取り込み作業を検査後にすることで待ち時間の短縮を図った。

- コロナ禍においても可能な範囲で開業医を訪問することで連携を図った。

- 逆紹介については、引き続き医師に徹底してもらうために会議の場など様々な機会において働きかけ、特に長期間通院している再診患者への積極的な逆紹介に努めた。（R2）

（イ）当院で治療が終わった患者が切れ目無く地域のかかりつけ医で医療を受けることができるように各診療科と患者支援センターが連携し、かかりつけ医を持っていない患者の相談や対応を行った。（H30）

- 逆紹介を医師に徹底してもらうために会議の場など様々な機会において積極的に指導を行った。また、患者向けにも啓発ポスターを掲示するなど逆紹介を推進した。

- 地域連携パスについては、がん連携パスに加え、新たに大腿骨頸部骨折パスを稼働させることにより運用件数を増加させた。（R1）

・逆紹介の際には大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに逆紹介患者が急変した際にはコロナ禍においても可能な限り受入れに努めた。(R2)

(ウ) 地域の医療機関と一層の情報共有を図るため、当院のカルテを閲覧するシステムについて、まずは隣接する国立循環器病研究センターとの間で導入に向けた検討を行い、運用を開始した。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
紹介件数	17,000 件	16,849 件	19,827 件	17,286 件	—
逆紹介件数	11,500 件	11,427 件	13,863 件	12,287 件	—
紹介率	64.0%	61.0%	70.1%	70.7%	—
逆紹介率	84.0%	61.2%	57.7%	65.0%	—
地域連携パス実施件数	100 件	18 件	120 件	126 件	—

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
登録医数	251 件	284 件	338 件	—

イ かかりつけ医定着に関する啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

日常的な診療や健康管理・健康相談を受けることができるかかりつけ医定着に関する啓発を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・かかりつけ医を探しやすいように従来から作成しているかかりつけ医リーフレットに加え、新たに登録医（開業医）マップを作成し外来エリアに掲示した。

・新規で開業したかかりつけ医については、すぐに訪問し情報収集を行い、かかりつけ医リーフレットに追加した。また、2階に設置しているサイネージ（電光掲示板）において、かかりつけ医定着の啓発ポスターを表示するとともに病院だよりでかかりつけ医に係る記事を掲載し、かかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行った。

4－（２） 在宅医療の充実に向けた支援

ア 退院支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

ケアマネジャー、主治医等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）地域で行われる在宅医療と緩和ケアの研修会に参加し、在宅療養診療所の医師や訪問看護ステーションの看護師等と情報交換を行い、連携を図った。

また、入院時支援の際に退院困難な患者を把握し、入院早期から入退院支援部門と医療福祉相談部門が連携を図り、退院困難な患者への介入を行った。

（イ）退院支援の際には、医師が作成する入院診療計画書に基づき、医師、看護師、リハビリスタッフ等、多職種の医療チームで患者の療養方針を検討した。また、患者の意思決定を尊重するよう患者・家族と面談を行い、退院支援を実施した。

・在宅医療の関係機関への連絡を密に行い退院支援がスムーズにいくよう連携を図った。

（ウ）入院時から介護支援専門員（ケアマネージャ）等と連携を図るとともに、退院前には医師、訪問看護師、介護支援専門員等と在宅医療への移行が円滑に進むようカンファレンスを実施した。また、退院後の患者に関する相談窓口として、介護支援専門員や訪問看護師等からの問い合わせに対応するなどサポートを行った。

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
退院支援件数	2,309 件	2,561 件	2,964 件	—
医療相談件数	11,230 件	11,346 件	11,112 件	—
介護支援連携件数	137 件	148 件	86 件	—

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じた一時的な受入れを行うなど、必要な対応を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

・在宅医療の後方支援として、在宅療養者が急変した場合、通常時間内では、患者支援センターの病床管理部門と地域医療連携部門が連携し、円滑に受入れを実施した。時間外では救急部による救急応需体制により受入れを実施した。

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
当日入院件数（紹介）	1,509 件	1,651 件	1,287 件	—

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・吹田在宅ケアネットにおいては、歯科医師と管理栄養士から講演を行い、吹田呼吸ケアを考える会においては、当院の看護師等が講演し、在宅医療に携わる多職種との連携を深める会を当院が主体的に開催し、ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に貢献した。
- ・在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止となったが、吹田市在宅医療・介護連携推進協議会に出席するとともに吹田市ケアネット実務者懇話会のWEB会議に参加することで情報交換により地域のネットワークの強化を図った。(R2)

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
吹田在宅ケアネット開催数	2 回	2 回	0 回	—
吹田呼吸ケアを考える会開催数	1 回	1 回	0 回	

5 健都における総合病院としての役割

5-1 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

ア 診療における連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	4	4	—	4

中期目標

隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・各診療科間において、連携及び役割分担等について協議し、整理した。
- ・救急対応協力においては、循環器疾患や脳卒中の疑いがある患者については原則、国立循環器病研究センターで受け入れることや、当院の循環器系の救急患者について、同センターの医師が可能な範囲で画像診断のコンサルトを行うなどの連携を図ることを確認した。（H30）
- ・診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血等の当院で対応可能な患者の受入れ、救急対応協力のみならず、同センターへの医師派遣体制を整備した。また、医療機器の相互利用については、ルール策定をするとともに同センターに設置された PET-CT への検査依頼を進めた。（R1）
- ・診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの消化管出血等の当院で対応可能な患者の受入れを行ったほか、救急対応協力のみならず、同センターへの医師派遣を行った。また、同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進め、相互の紹介件数の増加につながった。
- ・回復期リハビリテーション病棟において、365 日のリハビリテーションを開始したことにより、5 月に回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を取得した。また、セラピスト 5 名を増員するとともに 9 月より新たな専任医師を配置したことでリハビリテーションが必要な患者の当院への受入体制を確保した。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
国立循環器病研究センターからの紹介件数	243 件	571 件	760 件	—
国立循環器病研究センターへの紹介件数	148 件	385 件	534 件	—

イ その他の連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・国立循環器病研究センターの看護局主催の学習会に当院の看護師 13 名参加した。
- ・電子カルテの連携は、国立循環器病研究センターとの連携会議などにより、連携する対象、相互に閲覧する診療情報、導入するシステム等を確認し、同センター移転後に試験運用を経て運用開始する準備を進めた。（H30）
- ・相互交流を推進するため、国立循環器病研究センターが開催した看護師の研修会に参加した。
- ・カルテ相互閲覧システムの市民病院側のシステム構築を完了させた。
- ・医療機器の相互利用については、ルール策定をするとともに同センターに設置された PET-CT への検査依頼を進めた。（R1）
- ・両院の医師が患者の治療方針の策定にあたり協議を行うなど連携を図った。
- ・電子カルテ相互閲覧システムについて国立循環器病研究センターと協議を進め、運用を開始した。
- ・同センターの PET-CT や当院の内視鏡機器など医療機器の相互利用を進めた。（R2）

ウ 連携体制の周知

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、この機能分担・連携について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれのポテンシャルを発揮し、より良い医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。

5－（2）他の健都内事業者等との連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク及び駅前複合施設と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。
イ 健都レールサイド公園（（仮称）健都ライブラリーを含む。）で取り組まれる事業への支援を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・吹田市主催の「健康」をテーマにしたイベント「すいた健康E X P O」で、新病院についての説明パネルを展示し、来場者への質問に対応するなど、健都のPR活動に協力した。（H30）
・北大阪健康医療都市連絡調整会議に参加し、健都のまちづくりやイベント等について協議した。（R1）
・健都まちづくり連携会議に参加し、健都を構成する産学官民がそれぞれの特色を活かし、共同で事業を行える基盤（共創プラットフォーム）について意見交換を行った。（R2）

5－（３） 予防医療に関する取組

ア 各種検（健）診の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・マンモグラフィーによる乳がん健診など、高度検査機器が必要な分野を中心に取組を行い、一次検診の機能だけではなく、精密検査とその後の治療にも対応し、早期発見・早期治療に貢献した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、令和 2 年 4 月 13 日以降は特定健診を中止せざるを得なくなったこともあり、検診事業は大幅な件数減となった。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
国保特定健診件数	591 件	601 件	24 件	—
後期高齢者特定健診件数	236 件	240 件	0 件	—

イ 人間ドックの実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	4	3	—	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・人間ドック・脳ドックについて、疾病の早期発見のため積極的に実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、必要なスペースの確保が困難となり、およそ 8 ヶ月間中止したが、速やかな環境整備に努めた結果、12 月に再開することができた。（R2）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
人間ドック件数	550 件	518 件	616 件	156 件	—

ウ 予防接種の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・市の協力医療機関として、主に高齢者や入院中患者を中心に、インフルエンザなどの予防接種を引き続き実施した。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止とその対応に注力するためにインフルエンザワクチンの集団予防接種を中止した。なお、肺炎球菌ワクチンや 4 種混合ワクチン等、個別接種で行う予防接種については継続して実施した。（R2）

エ 疾病予防に関する講演会等の開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催など、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・市民公開講座、出張講座を通じて、かかりつけ医を持つことの意義を説明するとともに、疾病予防に関する講演を行った。薬に頼らない、毎日できる簡単な運動等の紹介を講演の中に取り入れた。(H30)
- ・市民公開講座（1回）、出張講座（4回）を行った。出張講座は例年どおり高齢クラブや大学に加え、他福祉施設の専門職を対象に、かかりつけ医を持つことの意義などに関する講演や疾病予防の啓発について開催した。新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降の講演会等が中止となった。(R1)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市民公開講座は開催中止となったが、出張講座をWEB会議システムにて「糖尿病」をテーマとして開催した。地域医療支援病院の承認にあわせて、かかりつけ医を持つことの意義や検診の大切さなどを周知するためにパンフレットを作成し掲示を行った。(R2)

（参照）目標指標及び関連指標一覧 8ページ 関連指標

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
市民公開講座実施回数	2 回	1 回	0 回	—

6 地域医療への貢献

6-（1）地域の医療従事者への支援

ア 地域の診療所等への支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・地域の医療従事者の質の向上を目的として、吹田臨床セミナーや臨床病理検討会（C P C）、在宅地域看護研修などを開催した。吹田臨床セミナーでは、診療科からの演題や接遇、医療安全等をテーマに開催し、臨床病理検討会（C P C）では様々な疾患での病理検討会を実施した。また、在宅地域看護研修では「退院支援」をテーマに開催した
- ・高度検査機器等の共同利用などについても積極的に受け入れ、地域の診療所等を支援した。（H30）
- ・地域の医療従事者の質の向上を目的とした臨床セミナーや登録医総会を開催した。登録医総会では、診療科紹介や高度医療機器の案内、またスムーズな連携に繋ぐことができるように登録医との意見交換を行った。
- ・CT 等の高度検査機器については、MRI 装置の増設や内視鏡室の拡充によって大幅に共同利用件数が上昇した。（R1）
- ・地域の医療従事者の質の向上を目的とした研修については、WEB 環境の整備を行い、開催した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、CT 等の高度検査機器の共同利用件数及び地域の医療従事者へ向けた研修会の開催数は減少した。（R2）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数	36 回	27 回	31 回	6 回	—
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数	900 人	596 人	543 人	86 人	—
共同利用を行った件数	3,700 件	3,355 件	3,718 件	3,105 件	—

イ 地域の医療水準の向上

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・地域の医療従事者を対象とした研修として、北摂化学療法セミナーや吹田在宅ケアネット、吹田呼吸ケアを考える会などを開催した。北摂化学療法セミナーでは、医師だけでなく化学療法に関わる薬剤師や看護師が講演し多職種の医療水準向上に努めた。また、吹田在宅ケアネット（テーマ「最後まで食べるを支える」）においては、歯科医師と管理栄養士から講演を行い、吹田呼吸ケアを考える会（テーマ「訪問看護の立場からの呼吸苦のある患者への工夫や取り組み」）においては、当院の看護師等が講演し、在宅医療に携わる他職種の医療水準の向上に努めた。（H30）
- ・地域の医療従事者を対象とした研修として、吹田臨床カンファレンス、吹田在宅ケアネット及び吹田呼吸ケアを考える会を開催した。吹田臨床カンファレンスでは、脳神経内科領域のカンファレンスを、吹田在宅ケアネットでは医療介護従事者と在宅ケアやがん患者さんについてのディスカッションを、吹田呼吸ケアを考える会ではCOPDの疾患について研修会を開催し、地域の医療水準の向上に努めた。（R1）
- ・吹田臨床カンファレンスや吹田在宅ケアネット、吹田呼吸ケアを考える会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止となったが、地域の医療従事者が参加できる臨床セミナーをWEB開催した。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
吹田臨床カンファレンス開催回数	0 回	1 回	0 回	—
吹田在宅ケアネット開催回数（再掲）	2 回	2 回	0 回	—
吹田呼吸ケアを考える会開催回数（再掲）	1 回	1 回	0 回	—

6－（２）福祉保健施策への協力・連携

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

・特別な配慮が必要であり、一般歯科医院では治療が難しいことから、地域より求められている障がい者（児）の歯科診療について、安心かつ安全な体制のもと実施した。

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
障がい者歯科患者数	1,682 人	1,599 人	1,486 人	—

イ 小児科診療における協力・連携

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

・小児科（小児神経専門医）が、毎週 1 回市の施設（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育事業への協力を行った。

(Ⅱ) 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCA サイクルによる目標管理の徹底

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・中期計画や年度計画、各年度の重点方針を全職員に通知するとともに、診療科別ヒアリングにて取り組むべき方策の確認をした。また、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を経営戦略会議で行った。
- ・診療科別ヒアリングを行い、各科及び各部署で目標を設定するとともに、当年度の病院の重点方針を達成するための方策や新病院移転に関連する事項について協議した。
(H30)
- ・診療科別ヒアリングを行い、各科及び各部署で目標を設定するとともに、国立循環器病研究センターとの連携体制の構築を含む重点方針の達成のための方策について検討を行った。(R1)
- ・診療科別ヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各診療科の病床利用率の目標設定が難しい状況であったため、診療単価向上のための診療科別ヒアリングを実施し、抽出された課題解決に取り組んだ。(R2)

イ 目標管理の徹底

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・各診療科が立てた目標値の進捗状況を経営戦略会議で確認するだけでなく、新たに部長会でも報告し、目標達成に努めた。(H30)
- ・各診療科が立てた年度目標についてはその進捗管理のため、経営戦略会議で状況報告を行うとともに、部長会においても報告し、目標達成に努めた。また、目標が達成できていない診療科については、個別に目標達成に向けた今後の方策や課題のヒアリングを行い、改善に努めた。(R1)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある状況においても、診療科別ヒアリングにて平均在院日数の短縮等、収益改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、担当責任者として副院長を設定し、各種院内委員会等において検討し課題の解決を図った。(R2)

ウ 経営改善に向けた取組

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況、院長通知を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。

・全職員からコスト削減案を募った。全ての提案について、事務局を中心に各部署で内容を検討し、実施可否や実施方法、進捗状況を職員に周知し、費用削減と職員のコスト意識啓発に努めた。(H30)

全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように会計研修を実施した。また、受講できなかった職員については、後日、動画で受講できるようにするとともに習熟度チェックも行った。(R1)

理事長自らが幹部職員に対して経営セミナーを実施し、経営意識の醸成に努めた。また、病院長のビデオメッセージにより経営改善の必要性について全職員に周知した。(R2)

2－（１）医療職の人材確保・養成

ア 働きやすい職場環境づくり

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

（ア）平成 30 年 4 月より院内保育所において一時保育を開始し、延べ 66 回の利用（登録園児 17 名）があり、子育て中の職員が働きやすい環境を整備した。（H30）

- ・院内保育所の保育時間を 20 時まで延長し、19 時から 20 時の時間帯で、延べ 34 人（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月実績）の延長保育利用があった。時間外でも安心して子供を預けることができ、子供のいる職員に対して働きやすい環境作りを行った。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応の中であっても、各職員の年次休暇取得状況の見える化により取得率向上に繋げるなど働きやすい環境整備に努めた。（R2）

（イ）多様な勤務形態に対応できるように他病院の勤務体制状況を調査し、正規職員の夜勤専従制度導入に向けた運用を検討することとした。（H30）

- ・働きやすい職場環境づくりを整備し、仕事と生活の両立を実現することで働き続けられる職場の検討を行っているワークライフバランス委員会において、夜勤専従での働き方を希望する職員を選定し試行を開始した。（R1）

- ・正規職員の夜勤専従勤務を希望のあった 5 名に対して試行実施し、ワークライフバランス委員会での評価を踏まえ、メンタルヘルスサポート体制の整備を行い、令和 2 年 11 月に本格実施した。（R2）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
助産師看護師離職率	全国平均以下	6.4%	3.7%	3.0%	—

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- （ア）医療従事者等に対して、認定医等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで医療の質の向上を図った。
- （イ）臨床研修管理委員会において、初期研修中により多くの症例を体験できるよう、1 年目から当直業務に従事するよう運用を改善した。（H30）
- 臨床研修プログラムにおいて、診療科をローテートする毎に各指導医から研修医に対する評価を行い、半年ごとにプログラム責任者等からフィードバックを行うよう変更したことで、研修が不足している部分や研修医の意見を把握し、研修の質の向上を図った。（R1）
 - 医師法改正に対応した新臨床研修プログラムを適切に実施するとともに、委員会を積極的に開催し、研修内容や運用の改善を行った。また、研修医の部署を病院長直轄で設置し、研修内容や教育環境を一元的に調整できる体制を整備し、医師だけでなく他の医療職と連携した研修を行った。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
認定看護師数	12 人	12 人	12 人	—
専門看護師数	2 人	2 人	1 人	—
認定等資格更新支援件数	103 件	99 件	91 件	—
看護学生実習受入数	142 人	371 人	68 人	—
医学生実習受入数	31 人	27 人	12 人	—

2－（２） 人事給与制度

ア 職員給与の設定・運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・ 厳しい経営状況であることから、平成 30 年人事院勧告に基づく給与改定は実施しなかった。（H30）
- ・ 新病院移転に伴い厳しい経営状況が続いているため、令和元年人事院勧告に基づき吹田市が実施した給与改定を実施しなかった。（R1）
- ・ 令和 2 年の人事院勧告は期末手当の支給月数を引き下げる内容であったが、当院の給与及び賞与の水準は人事院勧告を下回っていること、また、コロナ禍にあっても職員のモチベーションを低下させず、公立病院としての役割を果たすために、現状の水準を維持した。（R2）

イ 人事評価制度の運用

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

職員の業績や能力を正当に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・人事評価制度の構築に向けたコンサルティング業務の委託業者選定するため、仕様書の作成に着手した。(H30)
- ・医師、看護師、医療技術員、事務職の4つの検討部会を立ち上げ、部門毎に人事評価制度に対する期待や懸念、評価項目等についてのヒアリングを丁寧に行い、部会の意見を取り入れることで、納得性の高い人事評価制度の構築を進めた。(R1)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応に伴う業務の増大や診療制限、専用病棟設置に伴う病床の変動などの理由により、診療科による目標設定及び評価が困難であったことから、試行実施を凍結した。(R2)

(Ⅲ) 第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	終了時見込
小項目 評価結果	2	3	3	—	3

中期目標

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担えるようにするためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠であることから、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、あらゆる経営改善に取り組むこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修を開催し、全職員に対しては経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。
- ・病院業務に精通した職員の養成のため、職員体制計画のもと派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。
- ・新たな施設基準の獲得や平均在院日数の短縮等の経営改善に向けた取組を実施したことで経常収支比率の改善につながった。
- ・市からの運営費負担金を受け、救急医療や障がい歯科診療等の公立病院として必要とされる医療サービスを適切に実施した。

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績
経常収支比率	98.3%	80.5%	92.5%	102.5%	—
医業収支比率	90.6%	83.7%	89.3%	88.1%	—

2 収益の確保と費用の節減

2－（１）収益の確保

ア 収益の確保

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	2	3	4	—	3

中期目標

診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するなど収益の確保に努めること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・新病院において、救急科及び救急専用病床を設置し、二次救急医療機関としての救急応需体制を確保した。また紹介状窓口を拡充し、地域の医療機関からの円滑な患者受入体制を整えた。
- ・平成 30 年度診療報酬改定においては、重症度、医療・看護必要度の判定基準見直しに迅速に対応し、急性期一般入院料 1 の届出を行った。また、人員配置などの要件整備を計画的に実施し、新病院の患者支援センターで入院予定患者に対して行なわれる、入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援計画の立案などの支援業務に対する加算である「入院時支援加算」などの届出をおこない、収益の確保を図った。（H30）
- ・看護師の夜間勤務について、配置人員を見直すことで「看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1」の施設基準の届出を行った。また、看護補助者の夜勤体制についても雇用形態の見直しを行い「急性期看護補助体制加算 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算」及び「夜間看護体制加算」の届出を行い、収益の確保を図った。（R1）
- ・地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れを行うために疾患ごとに受入判断を行う医師を設定するとともに担当医がマンパワー不足で対応できない場合でも救急外来で対応できるように運用変更した。
- ・令和 2 年度の診療報酬改定に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな施設基準の取得を行い、大幅な入院診療単価の上昇につなげた。（R2）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
病床利用率	90.0%	77.5%	88.3%	78.3%	—
入院患者数（１日当たり）	387.7 人	334.0 人	380.5 人	337.5 人	—
外来患者数（１日当たり）	1000.0 人	900.9 人	902.7 人	833.9 人	—
入院診療単価	54,170 円	54,718 円	57,733 円	64,389 円	—
外来診療単価	16,061 円	15,174 円	17,448 円	18,873 円	—
新入院患者数	9,435 人	9,099 人	10,460 人	9,393 人	—

イ 未収金の発生予防・早期回収

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

未収金の発生予防・早期回収に向けて対策を講ずること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・『医業未収金回収管理マニュアル』の未収金発生防止策に基づき、患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。
- ・救急等で現金がない場合にも対応できるように、全ての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。
- ・『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。

2 - (2) 費用の節減

ア 人件費・経費の適正化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	2	3	3	—	3

中期目標

人件費・経費などの適正化を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

（ア）収益を考慮した適切な人員配置について検討するとともに、新たな業務に対応し、採用計画の見直しを行った。

- ・特定の職員に業務が集中していないか所属長に確認し、配慮するよう周知するなどの取り組みを実施した。
- ・全部署に対して令和元年度比較で残業時間1割削減するように通知し、達成できていない部署に対してヒアリングを行うことで残業時間削減の意識付けを行った。（R2）

（イ）消耗品請求時には詳細な購入理由及び用途の記載を求めることで過剰発注の抑制を実施し、同等品調査や価格交渉等を引き続き実施することで経費節減に努めた。

- ・コスト削減に向けた取組（コストチャレンジ）の一環として、ペーパータオルやガーゼ、手袋等の医療用消耗品やコピー用紙等の節減、節電・節水の徹底等について全職員に周知を行い、コスト意識の向上を図った。
- ・照明及び空調の稼働時間について、集中管理を実施し、光熱費の削減に努めた。（H30）
- ・光熱費の削減について、節電・節水等の張り紙を院内に貼って職員意識の啓発に努めた。また、平成30年度に実施したコストチャレンジの結果を全職員に通知し、今後、実績値を下回ること为目标に掲げて取り組むこととした。（R1）
- ・消耗品の経費削減のため、中古品の在庫状況をまとめた「総務室在庫物品一覧表」を作成し、物品を新規購入するのではなく中古品を使用すること等の取組を進めた。（R2）

【目標指標】

項目	中期計画 目標値	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
給与費比率	54.2%	64.8%	56.9%	58.9%	—
経費比率	14.0%	17.8%	14.4%	15.8%	—
時間外労働時間数	14 時間/月	18 時間/月	16 時間/月	13 時間/月	—

イ 材料費の適正化

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	2	3	3	—	3

中期目標

医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・全国自治体病院協議会の医薬品ベンチマークシステムに基づく価格交渉の結果、全国平均を上回る成果をあげることができた。
- ・医薬品について、後発医薬品 35 品目を採用したことにより、採用率は数量シェアベースで 87.1%まで引き上げることができた。
- ・医療材料について、材料委員会を年間 7 回開催し、新規採用物品の是非や同種同効品の集約、不動商品の採用中止について検討および実施し、在庫管理の適正化を図った。
(H30)
- ・医薬品について、28 品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を 88.7%まで引き上げることができた。
- ・医療材料について、安価な商品への切替えを 47 品目実施し、費用の削減に努めた。
(R1)
- ・医薬品について、14 品目の後発医薬品を新たに採用したことによって、数量シェアベースにおける採用率を 89.8%まで引き上げることができた。
- ・医療材料について、採用品の価格交渉及び安価な商品への切替えを実施し、費用の削減に努めた。(R2)

（参照）目標指標及び関連指標一覧 11 ページ 目標指標及び関連指標

項目	中期計画目標値	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
材料費比率	28.0%	29.8%	28.8%	27.2%	—

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
後発医薬品数量シェア	87.1%	88.7%	89.8%	—

(Ⅳ) 第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

ア 特色ある診療内容の周知

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・新病院の機能について、市民病院だより、広報誌「ともに」において回復期リハビリ病棟や患者支援センター、手術支援ロボットダヴィンチの特集を行った。(H30)
- ・市民病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、「産婦人科」、「脂肪肝」、「ロボット支援手術」、「回復期リハビリテーション」について、それぞれ動画を作成し、外来待合やホームページで閲覧できるようにした。(R1)
- ・病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、脂肪肝外来に係わる情報を新聞、週刊誌に掲載した。また、市報にて緩和ケアについての特集記事を掲載した。
- ・「脳神経内科」、「消化器内科」、「看護局」についての動画をホームページに掲載し、当院の特色ある診療内容を周知した。(R2)

【関連指標】

項目	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績
病院だより発行回数	4回	4回	4回	—
広報誌「ともに」発行回数	2回	2回	1回	—

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	4	4	3	—	4

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・ホームページのリニューアルに伴い、スマートフォンやタブレット端末に対応したページレイアウトを採用し、より見やすいように変更した。また、更新時はCMS(コンテンツ管理システム)を用いて、各職場の職員が素早く、容易にページを更新できるようにした。(H30)
- ・ホームページにおいて、産婦人科（ベビー室）ならびに内視鏡センターの新たなコンテンツとして、患者（妊婦を含む）がスマートフォン等を用いて入院や検査の説明等を閲覧できるようにした。また、看護局ページのリニューアルを行い、看護師や各部署（病棟）の雰囲気が伝わるような情報発信を行った。(R1)
- ・「脳神経内科」、「消化器内科」について、それぞれ動画を作成し、検査や治療の流れを2階総合受付前サイネージ（電光掲示板）やホームページで視聴できるようにした。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する当院の取組について、パンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めた。
- ・職員に対してはホームページの検索ワードからわかるニーズと関心を職員へフィードバックするとともに、閲覧者が興味をもった内容が検索しやすいようなページ作成に努め、コンテンツの充実を図った。(R2)

（参照）目標指標及び関連指標一覧 11 ページ 関連指標

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
ホームページへのアクセス数	1,694,230 件	1,680,798 件	1,488,283 件	—

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	4	4	3	—	4

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

- ・市民公開講座2回、出張講座6回を行った。また、ケーブルテレビや市のイベントにおいて、積極的に新病院における診療等の情報を提供した。(H30)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で回数は減ったものの、市民公開講座（1回）、出張講座（4回）を行った。なお、入院患者への癒やしの提供として、博物館展示の生中継および美術展出張展示を行ったほか、院内コンサート（2回）を開催した。(R1)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市民公開講座は開催中止となったが、出張講座はWEB会議システムにて「糖尿病」をテーマとして開催した。(R2)

【関連指標】

項目	H30 年度 実績	R1 年度 実績	R2 年度 実績	R3 年度 実績
市民公開講座開催回数（再掲）	2 回	1 回	0 回	—

エ 法人の経営状況の公表

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。
また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第2期中期計画）

・法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。

2 環境に配慮した病院運営

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・新病院の設備として、太陽光発電、井水利用、BEMS（ビルエネルギー管理システム）等の各設備を計画通り、設置した。それに伴い、太陽光発電や井水利用により、電気、水道のエネルギー消費量を抑制しており、環境負荷の軽減がなされている。なお、新病院については「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）において、評価結果「S ランク（最上位）」を取得した。BEMS（ビルエネルギー管理システム）については平成 31 年度の各消費量を基準に運用し、活用していく。（H30）
- ・旧病院と比較して、免震層に取り込んだ外気をクール・ヒートレンチ（地中熱）、井水コイル（井水熱）を利用することにより空調機の電気・ガス消費量の低減、トイレ排水、植木散水などの雑用水に井水を利用することで上水道消費量の低減などで大幅なエネルギー消費量を抑制することができた。（削減割合（年間比較）電気→18.5%、ガス→17.7%、上下水道→41.8%）（R1）
- ・引き続きビルエネルギー管理システム（BEMS）によって蓄積されたデータを基にエネルギーの最適化に努めたが、令和元年度と比較して使用量は電気 100.9%、ガス 120.3%、上下水道は 98.5%となった。この内ガスが 20.3%の増と変動が大きいが、新型コロナウイルス感染症対策により 24 時間換気の実施などが影響し消費量が増加した。（R2）

【関連指標】

項目	H30 年度実績	R1 年度実績	R2 年度実績	R3 年度実績
電気使用量	6,942,632Kwh	5,657,852Kwh	5,708,012Kwh	—
ガス使用量	729,048 m ³	600,107 m ³	721,722 m ³	—
水道使用量	184,400 m ³	107,292 m ³	105,664 m ³	

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	終了時見込
小項目 評価結果	3	3	3	—	3

中期目標

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

法人実績（参照：地方独立行政法人市立吹田市民病院 第 2 期中期計画）

- ・年間を通じて、職員への節電、節水の注意喚起を行った。
- ・廃棄物削減のための啓発は普段から実施しているが、新病院移転時は大量の廃棄物が発生することが想定されたため、使用可能な物品はできる限り旧病院のものを使用するように周知し、廃棄物の削減に努めた。(H30)
- ・節電・節水等の張り紙を院内に貼って職員意識の啓発に努めた。また、平成 30 年度に実施したコストチャレンジの結果を全職員に通知し、今後、実績値を下回ることを目標に掲げて取り組むこととした。(R1)
- ・節電・節水等の啓発ポスターを引き続き院内に掲示し、職員意識の啓発に努めた。
- ・警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行い職員意識の普及啓発を図った。(R2)

議案第 83 号

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例を次のとおり制定します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

（任期の更新）

第 3 条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が 5 年に満たない場合にあっては、採用した日から 5 年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年１０月１日から施行する。
（吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年吹田市条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「給料表の種類」を「吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和　　年吹田市条例第　　号）第２条の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）以外の職員に適用する給料表」に改め、同条第３項中「職員」の次に「（特定任期付職員を除く。）」を加える。

第５条第１項中「いう。）」の次に「及び特定任期付職員」を加える。

第６条の２の次に次の１条を加える。

（特定任期付職員の給料等）

第６条の３ 特定任期付職員に適用する給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

- 2 特定任期付職員の号給は、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

第２７条第１項中「支給される職員」の次に「及び特定任期付職員」を加える。

第２８条第６項を同条第７項とし、同条第５項中「除く。）」の次に「及び特定任期付職員」を加え、同項を同条第６項とし、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

- 4 特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

第３９条を第４０条とし、第３８条を第３９条とし、第３７条の次に次の１条を加える。

（特定任期付職員の手当の特例）

第３８条 特定任期付職員に対しては、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は、支給しない。

（吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和３１年吹田市条例第２８０号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「支給される職員」の次に「及び吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和　　年吹田市条例第　　号）第２条の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を加える。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（特定任期付職員の手当の特例）

第 21 条 特定任期付職員に対しては、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は、支給しない。

（提案理由）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 8 4 号

吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市子ども・子育て支援法施行条例（平成 2 6 年吹田市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 章」の次に「及び第 3 章（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、書面の作成、保存等の基準を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 85 号

吹田市立障害者支援交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立障害者支援交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立障害者支援交流センター条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立障害者支援交流センター条例（平成 19 年吹田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条」を「第 5 条」に、「第 4 条－第 9 条」を「第 6 条－第 11 条」に、「第 10 条－第 16 条」を「第 12 条－第 18 条」に、「施設の使用（第 17 条－第 23 条）」を「事業等（第 19 条－第 25 条）」に、「第 24 条・第 25 条」を「第 26 条・第 27 条」に改める。

第 3 条中「第 24 条において」を「以下」に改める。

第 25 条を第 27 条とする。

第 24 条中「使用する者」を「利用する者等」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 26 条とする。

第 23 条中「市長」を「指定管理者」に改め、第 4 章中同条を第 25 条とする。

第 22 条中「第 17 条」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条を第 24 条とする。

第 21 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 23 条とする。

第 20 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 22 条とする。

第 19 条中「第 17 条」を「第 19 条第 1 号」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 21 条とする。

第 18 条中「前条」を「前条第 1 号」に改め、同条を第 20 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(事業)

第19条 センターは、第7条及び第13条に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民相互の交流を図ることを目的として、規則で定める施設を次条に掲げる者の使用に供する事業

(2) その他市長が必要と認める事業

第17条を削る。

第4章の章名中「施設の使用」を「事業等」に改める。

第16条中「第9条」を「第11条」に改め、第3章中同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金)

第17条 障害者短期入所施設を利用しようとする者（第14条第2号に掲げる身体障害者又は知的障害者を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 法第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）に相当する額

(2) 食事の提供に要する費用として規則で定める額

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第15条を削る。

第14条の見出しを「（利用期間）」に改め、同条中「第11条第1号」を「第13条」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改め、同条第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「同法」を「法」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第14条とする。

第11条中「次の事業」を「法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）」に改め、各号を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2号及び第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、第2章中同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金)

第10条 生活介護施設を利用しようとする者（第8条第2号に掲げる身体障害者又は知的障害者を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 法第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）に相当する額

(2) 食事の提供に要する費用として規則で定める額

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第8条を削り、第7条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改め、同条第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」及び「同法」を「法」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「次の事業」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）」に改め、各号を削り、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第1章中第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせる。

(1) 第7条及び第13条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 生活介護施設及び障害者短期入所施設の利用の許可に関する業務

(3) 利用料金の設定及び徴収に関する業務

(4) 第19条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 第19条第1号に規定する施設の使用の許可に関する業務

(6) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（指定管理者候補者選定委員会）

第5条 本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定

委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする法人の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1章中第3条の次に2条を加える改正規定（第4条第1項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者支援交流センターの業務について指定管理者制度及び利用料金制度を導入するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 86 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 3 年 1 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市国民健康保険条例（昭和 35 年吹田市条例第 363 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の改正内容に準じ、出産育児一時金の支給額の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 87 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成 12 年吹田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 項の表第 1 号中「第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下この表において「法」という。）第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた住宅」を「第 6 条の 2 第 5 項の確認書又は住宅性能評価書により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を確認することができる住宅（以下この表において「長期使用構造等住宅」という。）」に改め、「を同一の建築物で同時に認定の申請を行う住宅の戸数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額（その額が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 1 条各項の長期使用構造等とするための措置に係る基準として国土交通大臣が定める基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この表において「新築基準適用住宅」という。）にあつては 1,600 円を超えないときは 1,600 円とし、住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この表において「増改築基準適用住宅」という。）にあつては 2,000 円を超えないときは 2,000 円とする。））」を削り、同号ア(7)及び(イ)を次のように改める。

- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 1 条各項の長期使用構造等とするための措置に係る基準として国土交通大臣が定める基準（以下この表において「長期使用構造等基準」という。）のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この

表において「新築基準適用住宅」という。) 一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この表において同じ。)は13,000円、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは21,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは35,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは55,200円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは97,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは163,400円、10,000平方メートルを超えるものは279,700円

(イ) 長期使用構造等基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準が適用される住宅(以下この表において「増改築基準適用住宅」という。)

一戸建ての住宅は17,400円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは29,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは49,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは77,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは136,400円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは228,000円、10,000平方メートルを超えるものは387,200円

別表第10項の表第1号イ中「法第6条第2項」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第6条第2項」に改め、同表第2号中「登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めた住宅」を「長期使用構造等住宅」に改め、同表第3号及び第4号を削り、同表第5号中「前各号に掲げる住宅」を「長期使用構造等住宅」に改め、「を同一の建築物で同時に認定の申請を行う住宅の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額(その額が、新築基準適用住宅にあつては12,000円を超えないときは12,000円とし、増改築基準適用住宅にあつては18,300円を超えないときは18,300円とする。))」を削り、同号ア(7)及び(イ)を次のように改める。

(7) 新築基準適用住宅 一戸建ての住宅は73,600円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは130,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは207,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは408,100円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは730,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは1,255,000円、10,000平方メートルを超えるものは2,323,700円

(イ) 増改築基準適用住宅 一戸建ての住宅は108,700円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは192,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは307,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは606,300円、3,000平方メー

トルを超え5,000平方メートル以下のものは1,085,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは1,865,500円、10,000平方メートルを超えるものは3,453,000円

別表第10項の表第5号ウ中「第2号ア」を「前号ア」に改め、同号を同表第3号とし、同表第6号中「登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していると認めた住宅」を「長期使用構造等住宅」に、「第9号」を「第6号」に、「新築基準適用住宅にあつては1,600円に、増改築基準適用住宅にあつては2,300円にアからウ」を「アに掲げる額にイからエ」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等に係る申請であつて、変更の内容が全体に及ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額（その額が(7)又は(イ)に定める額を超えるときは、(7)又は(イ)に定める額））

(7) 新築基準適用住宅 一戸建ての住宅は1,900円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは3,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは6,500円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは9,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは17,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは29,800円、10,000平方メートルを超えるものは49,300円

(イ) 増改築基準適用住宅 一戸建ての住宅は2,700円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは5,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは9,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは14,300円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは26,300円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは44,800円、10,000平方メートルを超えるものは74,100円

別表第10項の表第6号を同表第4号とし、同表第7号を削り、同表第8号中「前2号に掲げる住宅」を「長期使用構造等住宅」に、「新築基準適用住宅にあつては12,000円に、増改築基準適用住宅にあつては18,600円にアからウまでに掲げる額を合算した額。ただし、当該変更が法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更である場合にあつては、2,200円を同一の建築物で同時に認定の申請を行う住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額））にアからウ」を「アに掲げる額（変更が法第5条第6項第4号に掲げる事項のみの変更である申請にあつては、2,300円）にイからエ」に改め、同号ウ中「第6号ウ」を「前号エ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号ア中「第6号ア」を「前号イ」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のよ

うに加える。

ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等に係る申請であって、変更の内容が全体に及ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額（その額が(7)又は(4)に定める額を超えるときは、(7)又は(4)に定める額））

(7) 新築基準適用住宅 一戸建ての住宅は12,700円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは23,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは37,700円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは73,800円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは134,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円

(4) 増改築基準適用住宅 一戸建ての住宅は18,900円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは35,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは56,600円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは110,900円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは201,800円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは350,800円、10,000平方メートルを超えるものは647,500円

別表第10項の表中第8号を第5号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

(9)	法第18条第1項の規定による許可の申請に対する審査	1件につき160,000円
-----	---------------------------	---------------

別表第10項の表の備考中「床面積について」を「部分の床面積について」に、「構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得た面積に、増加する部分以外の部分の床面積を合計した面積）に0.5を乗じて得た面積」を「その床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（増築部分がある建築物にあつては、増築部分の床面積の合計に、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第10項の規定は、令和4年2月20日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査手数料の改定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 88 号

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例（案）

吹田市留守家庭児童育成室条例（昭和 57 年吹田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 28 号中「吹田市千里丘北 1 番 30 号」を「吹田市千里丘北 1 番 31 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。

（提案理由）

千里丘北留守家庭児童育成室の位置を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

1 訴えの相手方（被告）

吹田市千里山竹園 1 丁目 24 番 12 号

社会福祉法人耀き福祉会 理事長 中谷 敬子

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、吹田市に対し、102,383,525 円及びこれに対する令和 3 年 10 月 2 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 訴訟の処理方針

- (1) 訴訟遂行上必要に応じて行う前項記載事項の変更の処理については、市長に一任する。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

（提案理由）

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、本案を提出するものです。

議案第 90 号

訴訟上の和解について

本市は、大阪地方裁判所平成 31 年（・）第・・・・号損害賠償請求事件について、次のとおり和解します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

1 和解の相手方（原告）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 和解条項案の内容

原告と吹田市（被告）は、本件の経緯や事案の内容を踏まえ、今後の同種事案の再発防止を期し、以下のとおり和解する。

- (1) 被告は、原告に対し、今後、学校施設の設置及び管理において、平成 13 年 1 月 29 日付け文部科学省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について（依頼）」（12 国ス学健第 1 号）の趣旨を踏まえ、大阪府作成の「子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル」を十分に活用して、教職員の研鑽^{さん}を含め同種事案の再発防止に努めることを約束する。
- (2) 原告は、本件請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（提案理由）

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき本案を提出するものです。

（※個人情報保護のため一部を「・」で表記しています。）

議案第 9 1 号

吹田市立市民公益活動センターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立市民公益活動センターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立市民公益活動センター
- 2 指定管理者 吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号
N P O 法人 市民ネットすいた
理事長 長 谷 川 美 津 代
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 2 号

吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立南山田市民ギャラリー
- 2 指定管理者 吹田市山田南 2 9 番 1 － 7 0 1 号
南山田地域文化推進協議会
会長 糸 瀬 正 博
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 3 号

吹田市文化会館の指定管理者の指定について

本市は、吹田市文化会館の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市文化会館
- 2 指定管理者 吹田市泉町 2 丁目 2 9 番 1 号
公益財団法人 吹田市文化振興事業団
理事長 河 内 幸 枝
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 4 号

吹田市立高齢者生きがい活動センターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立高齢者生きがい活動センターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立高齢者生きがい活動センター
- 2 指定管理者 吹田市末広町 2 1 番 5 ー 1 0 3 号
一般社団法人 吹田市高齢クラブ連合会
代表理事 岸 下 富 盛
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 5 号

吹田市資源リサイクルセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市資源リサイクルセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市資源リサイクルセンター
- 2 指定管理者 吹田市千里万博公園 4 番 3 号
公益財団法人 千里リサイクルプラザ
理事長 門 脇 則 子
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 6 号

吹田市営住宅の指定管理者の指定について

本市は、吹田市営住宅の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市営住宅
- 2 指定管理者 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福 田 慎 太 郎
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 97 号

吹田市自然体験交流センターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市自然体験交流センターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市自然体験交流センター
- 2 指定管理者 大阪府中央区法円坂 1 丁目 1 番 35 号
一般財団法人 大阪市青少年活動協会
会長 出 田 善 蔵
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 98 号

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラ
ザの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ
の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポ
ートプラザ
- 2 指定管理者 一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリ
ティーズ株式会社共同事業体
代表者 大阪市中央区法円坂 1 丁目 1 番 35 号
一般財団法人 大阪市青少年活動協会
会長 出 田 善 蔵
構成員 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 53 号
東京海上日動ファシリティーズ株式会社大阪支店
取締役常務執行役員大阪支店長 和 田 雅 也
(1)

3 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 99 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院の第 3 期中期目標について

別紙のとおり地方独立行政法人市立吹田市民病院の中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議会の議決を求めます。

令和 3 年 11 月 24 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

地方独立行政法人市立吹田市民病院 第3期中期目標（案）

前文

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、自主・自立的かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。

第2期中期目標期間の平成30年（2018年）12月に本市片山町から北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）に移転した法人は、翌年7月に同じく健都に移転した国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）が目前に迫る中、増加・多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が85歳以上となる令和17年（2035年）も見据え、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。

そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療（介護との連携含む。）の重要性は一層高まっており、近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生時や、近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。

法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かしながら、経営基盤の確立に向けた更なる経営改善に、不断の努力をもって取り組まなければならない。

以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第3期中期目標を定める。

第1 中期目標期間

令和4年（2022年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

高齢化の進展等に伴う疾病構造の多様化に対応し、患者の状態像に応じて適切な医療が提供できるよう、様々な医療機関との機能分担・連携を推進すること。

大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。

これにあたっては、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。

2 市立病院として担うべき医療

（1）総論

地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補い、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。

（2）救急医療

ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図ること。

イ 初期救急医療については、かかりつけ医定着を促進するなど地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。

（3）小児医療・周産期医療

ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

イ 産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

（4）災害医療

ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに

(3)

に市と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

(5) 感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、新興感染症等の発生時には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進するとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。

イ 本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。

(7) リハビリテーション医療

急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、早期の在宅復帰を支援すること。

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関として、難病患者に対する医療を行い、患者・家族を支援すること。

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

ア 安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。

イ 医療事故や院内感染の発生防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。

(2) チーム医療の充実

医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

(3) コンプライアンスの徹底

ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

イ 全ての職員が個人情報保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。

(4) 患者サービスの向上

ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとと

(4)

もに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。

ウ ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

ア 地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。

イ かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。

(2) 在宅医療の充実に向けた支援

ア 地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。

イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。また、在宅療養後方支援病院の施設基準取得に向けて検討を進めること。

ウ 地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(3) 地域医療への貢献等

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

(4) 福祉保健施策への協力・連携

本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

5 健都における総合病院としての役割

(1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、機能分担・連携内容について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。

健都で進んでいるデータヘルスの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員とし

(5)

て積極的に協力すること。

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り組まれる事業への支援を行うこと。

イ 各種健(検)診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。

(2) 人材の確保・養成

ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営にも資するよう、専門性の高い職員の人材確保・養成に努めること。

イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

(3) 人事給与制度

ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。

イ 職員の業績や能力を正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うため

(6)

には、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を適切に設定するなど収益の確保に努めること。

イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。

(2) 費用の節減

ア 限られた医療資源を最大限活用するため、主要な費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るための取組を推進すること。

イ 人員の適正配置や労働生産性の向上などにより、人件費・経費などの適正化を図ること。

ウ 医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

2 環境に配慮した病院運営

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

令和 3 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 3 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 8 , 5 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 8 , 6 7 2 , 1 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		31,975,909	638,508	32,614,417
	1 国庫負担金	25,774,304	287,914	26,062,218
	2 国庫補助金	5,962,800	350,594	6,313,394
19 諸収入		3,075,536	11	3,075,547
	6 雑入	2,430,499	11	2,430,510
歳入合計		148,033,639	638,519	148,672,158

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		16,387,011	638,519	17,025,530
	1 保健衛生費	10,447,276	638,519	11,085,795
歳出合計		148,033,639	638,519	148,672,158

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務	令和 3 年 度 ～ 令和 4 年 度

限 度 額	備 考
千円 254, 363	

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	2, 144, 326	287, 914	2, 432, 240
計	25, 774, 304	287, 914	26, 062, 218

(項) 2 国庫補助金

3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	1, 070, 967	350, 594	1, 421, 561
計	5, 962, 800	350, 594	6, 313, 394

(款) 19 諸収入

(項) 6 雑入

3 雑 入	2, 430, 493	11	2, 430, 504
計	2, 430, 499	11	2, 430, 510

歳 入 合 計	148, 033, 639	638, 519	148, 672, 158
---------	---------------	----------	---------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 新型コロナウイルス ワクチン接種対策費 負担金	287,914	基本額 287,914×10/10

14 新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業費補助金	350,594	基本額 350,594×10/10

7 雑 入	11	

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
～ (款) 19 諸収入 (項) 6 雑入

(7)

歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
14 予 防 費	4,314,325	638,519	4,952,844	638,508		11
計	10,447,276	638,519	11,085,795	638,508		11

歳 出 合 計	148,033,639	638,519	148,672,158	638,508		11
---------	-------------	---------	-------------	---------	--	----

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	849	管理医師報酬ほか
	2 給 料	3,274	会計年度任用職員給料
	3 職 員 手 当 等	603	地域手当 393 通勤手当 210
	4 共 済 費	685	健康保険料等負担金 233 雇用保険料負担金 35 厚生年金保険料負担金 366 労働者災害補償保険料負担金 51
	7 報 償 費	32,204	新型コロナウイルスワクチン接種 医師謝礼金ほか
	10 需 用 費	3,301	消耗品費 2,700 印刷製本費 601
	11 役 務 費	10,627	通信運搬費 10,269 手数料 358
	12 委 託 料	582,702	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	4,274	自動車駐車場使用料ほか

--	--	--	--

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等	5		51,240	(4.40月) 25,253
	議 員	36	282,480		(4.40月) 124,292
	その他の 特 別 職	2,785	295,293		
	計	2,826	577,773	51,240	149,545
補 正 前	長 等	5		51,240	(4.40月) 25,253
	議 員	36	282,480		(4.40月) 124,292
	その他の 特 別 職	2,777	294,444		
	計	2,818	576,924	51,240	149,545
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	8	849		
	計	8	849		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
6,150	18,548	101,191	13,405	114,596	
		406,772	90,463	497,235	
		295,293		295,293	
6,150	18,548	803,256	103,868	907,124	
6,150	18,548	101,191	13,405	114,596	
		406,772	90,463	497,235	
		294,444		294,444	
6,150	18,548	802,407	103,868	906,275	
		849		849	
		849		849	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	2,988 (2,283)	2,714,896	10,571,979	10,015,721
補 正 前	2,981 (2,283)	2,714,896	10,568,705	10,015,118
比 較	7 (0)	0	3,274	603
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	289,152	1,355,932	223,911
	補 正 前	289,152	1,355,539	223,911
	比 較	0	393	0
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	132,202	424,584	3,185,784
	補 正 前	132,202	424,584	3,185,784
	比 較	0	0	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
23,302,596	4,502,687	27,805,283		
23,298,719	4,502,002	27,800,721		
3,877	685	4,562		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
267,965	74,201	619,139	648	9,820
267,755	74,201	619,139	648	9,820
210	0	0	0	0
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
1,855,762	1,391,966	170,518	8,108	6,029
1,855,762	1,391,966	170,518	8,108	6,029
0	0	0	0	0

会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	425 (2, 250)	2, 714, 896	705, 550	836, 207
補 正 前	418 (2, 250)	2, 714, 896	702, 276	835, 604
比 較	7 (0)	0	3, 274	603
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	84, 692	36, 727	550
	補 正 前	84, 299	36, 517	550
	比 較	393	210	0

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費				
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
4, 256, 653	624, 773	4, 881, 426		
4, 252, 776	624, 088	4, 876, 864		
3, 877	685	4, 562		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	退職手当	児童手当
13, 948	247	685, 909	9, 664	4, 470
13, 948	247	685, 909	9, 664	4, 470
0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	3,274	その他の増減分	3,274
職員手当等	603	その他の増減分	603

説 明	備 考
千円	
地域手当 393	
通勤手当 210	

会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	3,274	その他の増減分	3,274
職員手当等	603	その他の増減分	603

説 明	備 考
千円	
地域手当 393 通勤手当 210	

令和 3 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 3 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 8 , 8 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 9 , 2 7 1 , 0 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		65,130,423	186,908	65,317,331
	1 市 民 税	29,562,523	186,908	29,749,431
14 国 庫 支 出 金		32,614,417	137,648	32,752,065
	1 国 庫 負 担 金	26,062,218	131,271	26,193,489
	2 国 庫 補 助 金	6,313,394	6,377	6,319,771
15 府 支 出 金		10,602,903	98,387	10,701,290
	2 府 補 助 金	2,209,684	98,387	2,308,071
18 繰 入 金		11,571,710	167,306	11,739,016
	1 基 金 繰 入 金	11,571,710	167,306	11,739,016
19 諸 収 入		3,075,547	8,642	3,084,189
	6 雑 入	2,430,510	8,642	2,439,152
歳 入 合 計		148,672,158	598,891	149,271,049

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		70,811,536	185,845	70,997,381
	1 社 会 福 祉 費	24,606,125	66,763	24,672,888
	2 児 童 福 祉 費	32,190,713	119,082	32,309,795
4 衛 生 費		17,025,530	288,361	17,313,891
	1 保 健 衛 生 費	11,085,795	288,361	11,374,156
8 土 木 費		15,586,978	5,060	15,592,038
	6 住 宅 費	1,723,188	5,060	1,728,248
10 教 育 費		14,807,543	79,625	14,887,168
	2 小 学 校 費	2,918,572	51,300	2,969,872
	3 中 学 校 費	1,734,783	28,325	1,763,108
13 予 備 費		180,000	40,000	220,000
	1 予 備 費	180,000	40,000	220,000
歳 出 合 計		148,672,158	598,891	149,271,049

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
学校徴収金システム構築・運用保守業務	令和 3 年 度 ～ 令和 9 年 度
教職員人事情報・出退勤管理システム構築・運用保守業務	令和 3 年 度 ～ 令和 9 年 度
学校教育情報通信ネットワーク再構築業務	令和 3 年 度 ～ 令和 9 年 度
GIGAスクールネットワークシステム増強業務	令和 3 年 度 ～ 令和 7 年 度
英語指導助手派遣業務 (令和 3 年 度 契 約 分)	令和 3 年 度 ～ 令和 4 年 度
学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る 電 算 機 器 等 リ ー ス 費 用	令和 3 年 度 ～ 令和 9 年 度
幼稚園給食調理業務	令和 3 年 度 ～ 令和 4 年 度

限 度 額	備 考
千円	
44, 027	
87, 412	
1, 326, 465	
221, 176	
4, 872	
800, 045	
4, 600	

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 個 人	26,560,523	186,908	26,747,431
計	29,562,523	186,908	29,749,431

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	2,432,240	131,271	2,563,511
計	26,062,218	131,271	26,193,489

(項) 2 国庫補助金

2 民 生 費 国 庫 補 助 金	2,715,363	3,716	2,719,079
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	1,421,561	750	1,422,311
4 土 木 費 国 庫 補 助 金	1,640,988	1,911	1,642,899
計	6,313,394	6,377	6,319,771

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

2 民 生 費 府 補 助 金	2,046,471	67,431	2,113,902
-----------------	-----------	--------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	186,908	

2 感染症予防事業費負担金	12,021	基本額 24,042×1/2
3 感染症発生動向調査事業負担金	102,400	基本額 204,800×1/2
7 感染症患者入院医療費負担金	16,850	基本額 22,467×3/4

3 子ども・子育て支援交付金	1,505	基本額 1,505×10/10
17 子ども・子育て支援事業費補助金	2,211	基本額 2,211×10/10
6 母子保健衛生費補助金	750	基本額 1,500×1/2
6 空き家対策総合支援事業補助金	1,911	基本額 4,779×2/5

10 子ども・子育て支援交付金	752	基本額 752×10/10
14 介護施設等の整備に関する事業補助金	66,679	基本額 66,679×10/10

(款) 1 市税 (項) 1 市民税 ～ (款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金

(7)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 費 府 補 助 金	70,998	30,956	101,954
計	2,209,684	98,387	2,308,071

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	9,836,619	167,306	10,003,925
計	11,571,710	167,306	11,739,016

(款) 19 諸収入

(項) 6 雑入

3 雑 入	2,430,504	8,642	2,439,146
計	2,430,510	8,642	2,439,152

歳 入 合 計	148,672,158	598,891	149,271,049
---------	-------------	---------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 新型コロナウイルス 感染症対策支援事業 費補助金	30,956	基本額 30,956×10/10

1 財政調整基金繰入金	167,306	

7 雑 入	8,642	

--	--	--

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金 ～ (款) 19 諸収入 (項) 6 雑入

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 老 人 福 祉 費	1,122,858	66,679	1,189,537	66,679		
11 障害者支援交流センター費	604,650	84	604,734			
計	24,606,125	66,763	24,672,888	66,679		

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	2,139,228	119,082	2,258,310	2,211		7,681
計	32,190,713	119,082	32,309,795	2,211		7,681

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	3,273,115	13,492	3,286,607			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び 交付金	66,679	地域密着型サービス等に係る施設 整備等補助金
84	1 報 酬	84	指定管理者選定委員会委員報酬
84			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
109,190	7 報 償 費	4,138	弁護士報酬
	11 役 務 費	329	手数料
	12 委 託 料	2,211	児童給付システム改修業務委託料
	22 償還金、利子及び 割引料	112,404	過年度国庫支出金・府支出金返還 金
109,190			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
13,492	18 負担金、補助及び 交付金	13,140	豊能広域こども急病センター管理 運営費負担金

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費
 ～ (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
12 母子保健事業費	947,499	6,006	953,505	750		
14 予 防 費	4,952,844	268,863	5,221,707	162,227		
計	11,085,795	288,361	11,374,156	162,977		

(款) 8 土木費

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 住宅管理費	495,504	5,060	500,564	1,911		
計	1,723,188	5,060	1,728,248	1,911		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	22 償還金、利子及び 割引料	352	過年度国庫支出金返還金
5,256	10 需 用 費	6	消耗品費
	18 負担金、補助及び 交付金	6,000	不育症検査・治療費助成金
106,636	11 役 務 費	1,450	手数料
	12 委 託 料	244,946	新型コロナウイルス感染症検査業 務委託料ほか
	19 扶 助 費	22,467	新型コロナウイルス感染症入院患 者入院費
125,384			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
3,149	12 委 託 料	5,060	特定空家等撤去業務委託料
3,149			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費
～ (款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 小学校管理運営費	2,013,398	51,300	2,064,698			
計	2,918,572	51,300	2,969,872			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 中学校管理運営費	944,601	28,325	972,926			
計	1,734,783	28,325	1,763,108			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	180,000	40,000	220,000			
計	180,000	40,000	220,000			

歳 出 合 計	148,672,158	598,891	149,271,049	233,778		7,681
---------	-------------	---------	-------------	---------	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
51,300	10 需 用 費	5,609	消耗品費
	17 備 品 購 入 費	45,691	児童用端末購入費ほか
51,300			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
28,325	10 需 用 費	1,921	消耗品費
	17 備 品 購 入 費	26,404	生徒用端末購入費ほか
28,325			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
40,000	28 予 備 費	40,000	
40,000			

357,432			
---------	--	--	--

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 ～ (款) 13 予備費 (項) 1 予備費

給 与 費

特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等	5		51,240	(4.40月) 25,253
	議 員	36	282,480		(4.40月) 124,292
	その他の 特 別 職	2,790	295,377		
	計	2,831	577,857	51,240	149,545
補 正 前	長 等	5		51,240	(4.40月) 25,253
	議 員	36	282,480		(4.40月) 124,292
	その他の 特 別 職	2,785	295,293		
	計	2,826	577,773	51,240	149,545
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	5	84		
	計	5	84		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
6,150	18,548	101,191	13,405	114,596	
		406,772	90,463	497,235	
		295,377		295,377	
6,150	18,548	803,340	103,868	907,208	
6,150	18,548	101,191	13,405	114,596	
		406,772	90,463	497,235	
		295,293		295,293	
6,150	18,548	803,256	103,868	907,124	
		84		84	
		84		84	

令和 3 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 , 5 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 , 0 4 3 , 2 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 収 入		26,281	27,570	53,851
	1 雑 入	26,131	27,570	53,701
歳 入 合 計		34,015,656	27,570	34,043,226

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 支 出 金		62,060	27,570	89,630
	1 償還金及び還付加算金	62,060	27,570	89,630
歳 出 合 計		34,015,656	27,570	34,043,226

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 雑 入	26,131	27,570	53,701
計	26,131	27,570	53,701

歳 入 合 計	34,015,656	27,570	34,043,226
---------	------------	--------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
6 雑 入	27,570	

--	--	--

(款) 7 諸収入 (項) 1 雑入

(5)

歳出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
5 償 還 金	—	27,570	27,570			27,570
計	62,060	27,570	89,630			27,570

歳 出 合 計	34,015,656	27,570	34,043,226			27,570
---------	------------	--------	------------	--	--	--------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び 割引料	27,570	過年度国庫支出金・府支出金返還 金

--	--	--	--

(款) 7 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

(7)

